

JASTPRO

2023年7月 第530号

目次

第40回 国連CEFACTフォーラム参加報告.....	1
2023年5月8日～5月12日 対面会議 特別研究員 徳 正芳	
第40回 国連CEFACTフォーラム.....	12
UN/LOCODEアドバイザリーグループミーティング会議報告 城西国際大学大学院 国際アドミニストレーション研究科 准教授 博士(工学) 石井 伸一 (AFACT 議長)	
第40回国連CEFACTフォーラム 旅行観光部門活動報告 及び.....	17
新規プロジェクトの提案説明と意見交換について JEC観光部会 観光技術検討会 議長 板垣 和芳	
経済安全保障における原産地規則の役割～ EUの経済安全保障戦略 ～	23
主席研究員 今川 博	
国連CEFACTからのお知らせ.....	35
2022年度決算及び事業報告について.....	36
事務局	

— JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

当協会ホームページで電子版をご覧ください。

<https://www.jastpro.org/>

電子版掲載は、Twitter (@_jastpro) でご案内しています。

ホームページ更新、刊行物のご案内、講演会開催のお知らせなども発信しております。フォローいただければ幸いです。

パソコンからもご覧ください。 https://twitter.com/_jastpro

メールにて掲載通知をご希望の方は、次の内容をお問い合わせページからお知らせください。

- ✓ ご所属組織名称
- ✓ 所属されている部署
- ✓ お名前
- ✓ ご連絡先電話番号
- ✓ 送達ご希望メールアドレス

お問い合わせページ：<https://www.jastpro.org/pages/5/>

当協会広報普及事業の一環として、国連CEFACT成果物の翻訳や解説を掲載した「JECホームページ」を開設しましたのでご覧ください。以下のQRコードもご利用ください。



JASTPRO
ホームページ



JEC ホームページ



YouTube



Twitter

第 40 回 国連 CEFACT フォーラム参加報告

2023 年 5 月 8 日～5 月 12 日 対面会議

特別研究員 徳 正芳

第 40 回国連 CEFACT フォーラムは、2023 年 5 月 8 日（月）から 12 日（金）にスイスジュネーブ国連欧州本部（パレデナシオン）において対面会議（一部オンライン）で開催された。今回のフォーラムは 2019 年以来の対面で開催され、各種セッションで活発な意見交換等が行われた。本稿では、JASTPRO が参加した貿易円滑化関係等のセッションについて報告する（SDGs 関係のセッションについては 8 月号で報告予定）。

なお、次のセッションについては、別途記事が掲載されているので、ご参照いただきたい。

- ✓ Transport and Logistics Domain Meeting および Finance and Payments Domain Meeting における「貿易デジタル化推進プロジェクトに係る日本提案」（月刊 JASTPRO 2023 年 6 月 第 529 号）
 - ・ サプライチェーン情報基盤研究会（SIPS）業務執行理事（JASTPRO 理事）菅又久直氏
- ✓ UN/LOCODE Advisory Groupe Meeting （月刊 JASTPRO 2023 年 7 月 第 530 号）
 - ・ 城西国際大学准教授（AFACT 議長）石井伸一氏

➤ 参加セッション（貿易円滑化関係等）

- ✓ Newcomers Session & Introduction
- ✓ Opening & Overview of Forum's Activities
- ✓ How JSON Schema NDR and Open API NDR Can Enhance the Interoperability and Accessibility of UN/CEFACT Standards (Lunch Session)
- ✓ Trusted Product Conformity
- ✓ Single Window Domain Meeting
 - Reviewing the Final Draft Recommendation for the Methodology of Single Window Assessment
 - Planning for the Next Project and Charting the Way Forward
- ✓ Active Private Sector Participation: A Factor for Successful National Trade Facilitation Bodies
- ✓ eData Management Domain Meeting
- ✓ Transport and Logistics Domain Meeting
- ✓ Closing Session

➤ セッション報告

1. Newcomers Session & Introduction

新規参加者セッション (5月8日(月) 9:30~10:30)

初めて国連 CEFACT 会議に参加する者を対象としたセッション。国連 CEFACT の概要等について説明があった。

(説明の概要)

- ✓ 国連 CEFACT の目的等
 - ・ シンプル、透明、効果的なグローバルビジネスの開発。
 - ・ 効率的、自動的な電子情報交換の推進。
 - ・ SDGs の 17 の目標のうち、SDGs 8 (すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する)、SDGs 12 (持続可能な消費と生産のパターンを確保する) および SDGs 17 (持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する) をサポート。
 - ・ 年間 2 回のフォーラムおよび年 1 回の総会を開催、定期的にビューローを開催。
- ✓ これまでに策定した主な成果物
 - ・ 貿易促進に係る勧告：30
 - ・ コードに係る勧告：13
 - ・ e ビジネス標準：535
 - ・ EDIFACT メッセージ標準：230
 - ・ LOCODE：103,034
- ✓ 国連 CEFACT に登録しているエキスパート 1,618 人、参加企業 200,000
- ✓ 2021~2023 年の主要な成果物
 - ・ Recommendation No. 2: Revision of ECE Layout Key: semantic information and codes in international trade data exchange (改訂勧告第 2 号「貿易書類のための国連レイアウトキー」)¹
 - ・ Recommendation No. 46: Enhancing traceability and transparency of sustainable value chains in the garment and footwear sector (勧告第 46 号「衣料品およびフットウェア産業における持続可能なバリューチェーンのトレーサビリティと透明性の強化」)²
 - ・ 20 以上の e-Business 標準と BRS (Business Requirement Specifications) を公開

¹ 改訂勧告第 2 号「貿易書類のための国連レイアウトキー」の英文および日本語訳は、JEC ホームページ (<https://www.jec-jastpro.org/>) → 勧告 → 貿易円滑化(TF) に掲載。

² 勧告第 46 号「衣料品およびフットウェア産業における持続可能なバリューチェーンのトレーサビリティと透明性の強化」の英文および日本語訳は、JEC ホームページ (<https://www.jec-jastpro.org/>) → 勧告 → TF+SDGs に掲載。

2. Opening & Overview of Forum's Activities

オープニングおよびフォーラム活動の概要 (5月8日(月) 11:00~12:30)

- ✓ 国連 CEFACT 議長 Sue Probert 氏から開会挨拶があり、久しぶりに対面で開催される国連 CEFACT フォーラムの参加者に対し歓迎の意が示され、36 のセッションにおいて活発な議論が行われることの期待感が示された。また、SDGs の観点からの検討の重要性や、国連安保理との関係において、国連 CEFACT がサプライチェーンの混乱に対処するために各国を支援していること等が述べられた。
- ✓ 開会挨拶の後、各副議長からそれぞれ担当するドメインにおける検討状況等の説明が行われた。

3. How JSON³ Schema NDR and Open API NDR Can Enhance the Interoperability and Accessibility of UN/CEFACT Standards (ランチセッション⁴)

JSON スキーマ設計規則とオープン API 設計規則が国連 CEFACT 標準の相互運用性と利用可能性をいかに向上させることができるか (ランチセッション) (5月8日(月) 12:45~13:45)

Specification ドメイン

国連 CEFACT API 関連プロジェクトの検討状況についてプレゼンテーションが行われた。

- ✓ 国連 CEFACT の API に関するプロジェクトでは、「JSON Schema NDR (Naming and Design Rules) : JSON スキーマ設計規則」および「Open API NDR : オープン API 設計規則」が策定・公開されており、また、「JSON-LD (Linked Data) Vocabulary : JSON-LD ボキャブラリ」の開発が進められている。このプロジェクトの成果はオープンソースとして GitHub (ギットハブ : ソフトウェア開発のプラットフォーム) で公開されている。このプロジェクトにより国連 CEFACT CCL (Core Component Library : コア構成要素 (国連 CEFACT 共通辞書)) に準拠した API が整備され使用できるようになりつつある。
 - JSON スキーマ設計規則
JSON を定義、記述、使用し、API を介してのビジネス情報交換を一貫して表現するために必要なアーキテクチャと規則群を定義する。この仕様は、国連 CEFACT 標準として JSON スキーマ等を定義するために使用される。国連 CEFACT CCL に準拠し、JSON 成果物を作成するために、国連 CEFACT RDM (Reference Data Models : 参照データモデル) のあらゆるレイヤーに適用することができる。
 - オープン API 設計規則
オープン API を指定、記述、実装するために必要なアーキテクチャと規則を定義したものである。オープン API 仕様と国連 CEFACT 標準をベースにしており、国連 CEFACT に準拠した API が満たすべき要件を記述している。国連 CEFACT CCTS (Core Components Technical Specification Version 2.01 : コア構成要素技術仕様 2.01) に従って、国連 CEFACT RDM の任意のレイヤーを使用して API を作成する。

³ JSON (Java Script Object Notation) は XML (eXtensible Markup Language) と同様に構造化データを定義する文法の 1 つ。

⁴ ランチセッションは、昼休み時間帯に気軽に参加できるセッションで、フォーラム期間中 4 回開催された。

4. Trusted Product Conformity

信頼性のある製品の証明書等 (5月8日(月) 14:00~17:30)

Agriculture, Fisheries & Agrifood ドメイン、Trade Procedures Facilitation ドメイン

検査機関が発行する証明書の標準化・電子化等のガイドラインについては、既にホワイトペーパー (eDATA Verifiable Credentials for Cross Border Trade 「国境を越えた貿易のための電子検証可能な証明書」 2022年9月公開⁵) が策定されている。今後の検討課題に関するプレゼンテーション等が行われた。

(各プレゼンテーションの概要)

- ✓ デジタル製品証明書の交換 (国連 CEFACT プロジェクトリーダー Brett HYLAND 氏)
 - ・ TIC (Testing Inspection Certification: 試験・検査・認証) は、製品の安全性、品質、環境への影響、社会的な影響の観点で重要であり、理想的には CAB (Conformity Assessment Body: 適合性評価機関) の情報を直接参照できることが望ましいが、サプライチェーンに多くの関係者がいる中で、書面でのやり取りが多く行われている。
 - ・ デジタル製品証明書の電子交換を推進するためには、サプライチェーン上のどこの場所からでも、データの原本を所有している CAB に QR コード等を活用して直接アクセスできるようなネットワークを構築する必要がある。
- ✓ デジタル製品証明書の電子交換における法的考察 (シドニー大学法学部准教授 Jie HUANG 氏)
 - ・ デジタル証明書の電子交換に関しては、次のような法的な課題がある。
 - デジタル製品証明書の内容を国際間で法的に保証するためには、根拠となる国家間の協定が必要になるが、シンガポール・豪州間、シンガポール・韓国間等、一部国家間しか協定は存在しない。
 - デジタル証明書を書面の証明書と同等の取扱いにするためには、国内法で根拠を規定する必要がある。
 - 法的な根拠があっても、相手国から送られてきたデジタル証明書が正しい者から送られてきたことを識別する必要がある。また、デジタル証明書の情報が改ざんされていないことを法的に保証し、裁判所等に証拠として提出できるようにする必要がある。
 - デジタル証明書の送信先について、透明性とプライバシーの保護のバランスを取り、法的に整備して管理する必要がある。
 - ・ これらの法的な課題については、今後、WTO 等における検討、UNCITRAL⁶の MLETR⁷の検討、国際標準の検討等を行う必要がある。
- ✓ CEFACT のマルチモーダル輸送における情報トレースの互換性 (国連 CEFACT エキスパート Jaco VOORSPUIJ 氏)
 - ・ デジタル証明書の電子交換を行う前提として、商品 (貨物) の位置等の特定が重要になる。

⁵ ホワイトペーパー : https://unece.org/sites/default/files/2022-09/WhitePaper_VerifiableCredentials-CBT.pdf

⁶ UNCITRAL (The United Nations Commission on International TRAdE and Law) : 国連国際商取引法委員会

⁷ MLETR(Model Law on Electronic Transferable Records) : 電子的転送可能記録のためのモデル法

- ・ 国連 CEFACT の Cross Industry Supply Chain Track & Trace Project では、製品（貨物）の位置、貨物の特定、コンテナ等のトラック（現時点における場所の特定）およびトレース（過去の履歴の特定）を売手から買手に至るまで行うことについて検討している。
- ・ トラックおよびトレースはイベント（搬出、搬入、検査等、サプライチェーンに關与する者が実施する行為）をキーにして行う。
- ・ トラックおよびトレースにおいては、入手した情報の信頼性の確保が重要になり、GS1 のような国際認証機関のデータを活用することが考えられる。
- ✓ 将来の有効なビジョンの構築（国連 CEFAT プロジェクトリーダー Steve CAPELL 氏）
 - ・ 環境に関する法令の厳格化や消費者からの環境に配慮した商品への要求の高まりにより、企業が虚偽の報告を行うケースが増えている。EC の調査によると環境に配慮したとされる内容の 59% に根拠がなく、42% が虚偽であると判断された。「グリーンウォッシング」（環境に配慮しているように不正に装うこと）をゼロにする必要がある。
 - ・ 企業等の申告を信頼ある認証機関が確認し、これを電子化して商品（貨物）のトレーサビリティと透明性の確保を図る。トレーサビリティと透明性が与えられると、企業等が虚偽の申告を行いそれが発覚した場合に明確な証拠が示されたうえで公開される等、企業に与える影響が大きくなるため、虚偽の申告の防止に繋がる。
 - ・ グローバルなトレーサビリティの確保等を行うためには、国連 CEFACT における標準化等を進め、サプライチェーン上の複数の情報プラットフォームで円滑に情報を繋げることが重要である。

5. Single Window Domain Meeting

シングルウィンドウドメインミーティング

(1) Reviewing the Final Draft Recommendation for the Methodology of Single Window Assessment

シングルウィンドウの検証に関する最終勧告案のレビュー（5月9日（火）9:30~12:30）

- ✓ ドメインコーディネーター Neelima Pamulati 氏等から SWAM (Single Window Assessment Methodology: シングルウィンドウ評価方法書) の検討状況および SWAM パイロットテストについて説明があった。
 - ・ 検討状況
 - SWAM は、既存のシングルウィンドウを評価するためのツールとして、シングルウィンドウの機能に関する指標の設定、利用者の満足度を判断するための調査項目、改善すべき領域の特定等が盛り込まれており、官民の利害関係者が既存のシングルウィンドウを改善するために有効なものとなっている。
 - SWAM の 3 つの柱は、①分析・評価により費用対効果を明らかにすること、②シングルウィンドウに関する情報技術の枠組みを提供すること、③シングルウィンドウのパフォーマンスを評価し利用者への寄与度を明らかにすることである。

- SWAM プロジェクトにより、プロジェクト参加メンバーの各国の立場を理解する能力やシングルウィンドウ実施の目的・目標等を理解する能力が強化された。
- SWAM パイロットテスト
 - SWAM パイロットテストの対象となったのは、カンボジアおよびエルサルバドルの「国家シングルウィンドウ」およびユーラシア経済同盟⁸の「地域シングルウィンドウ」である。
 - パイロットテストを実施して現行のシングルウィンドウの機能を評価することにより、機能改善・拡張すべき具体的な内容の特定、地域シングルウィンドウにおける各国間の相互運用性を高めるための方向性の特定等を行った。
 - 結果として、シングルウィンドウを主導する行政機関から、機能改善・拡張等に関し強いサポートを受けられるようになったこと、機能改善・拡張等に要する費用の算定ができたこと、利害関係者のキャパシティビルディングに資するものになったこと、シングルウィンドウがより国家レベルのプロジェクトとして認識されるようになったこと等の効果があった。
 - ユーラシア経済同盟加盟国のアルメニア、キルギスでは、評価の結果、アルメニアでは、電子文書の適用のための法制化がされていないこと等が課題として明らかになり、また、キルギスでは、ワンストップサービスの機能が欠如していること等が課題として明らかになった。
- ✓ SWAM は完成しパイロットテストで効果も確認できたことから、SWAM のホワイトペーパー作成作業は完了したことが合意された。

(2) Planning for the Next Project and Charting the Way Forward

新規プロジェクトのテーマ等に関する検討 (5月11日(木) 14:00~17:30)

SWAM プロジェクトに次ぐ新規プロジェクトのテーマ等に関する検討を行った。

- ✓ リスクマネジメントに関する WP.6 の要請
 - 新規プロジェクトに関連して、UNECE WP.6 GRM (Group of experts on Risk Management) 事務局 Lance Thompson 氏および GRM 共同コーディネーター Valentin Nikonov 氏から、リスクマネジメントとシングルウィンドウの関係等についてプレゼンテーションが行われた。(プレゼンテーションの概要)
 - WP.6 (Working Party on Regulatory Cooperation and Standardization Policies) では、製品のコンプライアンスについて、製品・サービスの品質に影響を与える可能性があり、人、環境、財産、非物質資産に危害や損害を与える可能性についてのリスクマネジメントを改善することについて検討を行っている。
 - WTO TFA (貿易円滑化協定) の各条項の実行率において、シングルウィンドウ (条項 10.4) が一番低いが、リスクマネジメント (条項 7.4) も下から 5 番目に低い状況にあり、より多くの国がリスクマネジメントについて検討・実行する必要がある。
 - GRM が策定した勧告 V 「国際貿易における製品のコンプライアンス違反リスクへの対処」は、製品に対する税関その他の関連行政機関の統合的なリスク管理を通じて、規制要件を維

⁸ Eurasian Economic Union (EAEU)。加盟国：アルメニア、カザフスタン、キルギス、ベラルーシ、ロシア。オブザーバー国：ウズベキスタン、キューバ、モルドバ。

持しながら国境順守にかかる時間とコストを最適化することを提案している。

- ・ リスクマネジメントを実行する一環としてシングルウィンドウの環境は重要であり、今後 WP.6 GRM は、シングルウィンドウにより各行政機関が協調してリスク管理を行うベストプラクティスを記述したホワイトペーパーの策定を行う予定である。その際、国連 CEFACT シングルウィンドウドメインに協力してもらいたい。
- ・ UNECE WP.6 GRM の要請内容については、セッション参加者の理解が得られた。

✓ 新規プロジェクトのテーマの検討

次に新規プロジェクトのテーマについて検討が行われ、主に、「地域シングルウィンドウ（複数の国で一つのシングルウィンドウを構築）」、「シングルウィンドウにおける e コマース貨物の取扱い」および「解放されたシングルウィンドウ」について検討された。

- ・ 地域シングルウィンドウ

地域シングルウィンドウは、JASTPRO シニアアドバイザー渡邊氏の提案によるものである。
(提案内容)

各国のシングルウィンドウを連携させ、地域シングルウィンドウを構築することは、ASEAN シングルウィンドウが先行例となっているが、国境で行われている文書交換は概ね行政文書が中心で、商用文書は交換の対象となり難しい状況である。その原因は、ビジネス面、技術面、法制面それぞれにあると思われるので、地域シングルウィンドウが貿易の電子化促進の強力なツールとなるためにはいかなる施策が必要か、そのガイドラインを検討する。

- ・ シングルウィンドウにおける e コマース貨物の取扱い

(提案内容旨)

急増する e コマース貨物に適切に対応するため、e コマース貨物に関するデータの標準化、リスク管理、e コマースプラットフォームとの連携等のガイドラインの策定を、シングルウィンドウドメインで検討する。

- ・ 解放されたシングルウィンドウ

(提案内容)

「解放されたシングルウィンドウ」とは、サードパーティーを通じてシングルウィンドウを利用するスキームである。サードパーティーが関与することで、シングルウィンドウ利用者はより付加価値の付いたサービスを受けることができる。ただし、行政手続等を行うシングルウィンドウにサードパーティーを介在させるには一定の基準が必要になり、そのガイドラインの策定をシングルウィンドウドメインで検討する。

- ・ 検討の結果、「シングルウィンドウにおける e コマース貨物の取扱い」については、e コマースのための別システム、別フォームの検討に繋がることに疑問が示されたため、今後、主に「地域シングルウィンドウ」および「解放されたシングルウィンドウ」の 2 つの提案についてオンライン会議等で検討を行い、10 月までに決定することとされた。

6. Active Private Sector Participation: A Factor for Successful National Trade Facilitation Bodies

民間セクターの積極的な参加：各国貿易円滑化機関の成功のための要因（5月9日（火）18:00～19:00）（Trade Procedures Facilitation ドメイン）

NTFB（National Trade Facilitation Body：各国貿易円滑化機関）に民間セクターを積極的に関与させるための勧告の検討が行われた。

✓ 検討の概要

- ・ NTFB は、国連 CEFACT 勧告第 4 号「NTFB：各国貿易円滑化機関」に基づく、国連 CEFACT の国際貿易の簡素化・調和化を推進するための機関である⁹。
 - ・ 多くの国で NTFB は設置されているものの、公共セクター中心の組織となっている場合が多く、本プロジェクトにおいて、NTFB に民間セクターの積極的な参加を推進させるための勧告の策定を行っている。
 - ・ NTFB に対し民間セクターが関与することにより、次のようなメリットが生ずる。
 - 民間セクターは、実際の貿易円滑化のニーズや問題を理解しており、公共セクターと全体的な解決策を検討することができること。
 - 民間セクターの有する、AI、ブロックチェーン技術、IoT（Internet of Thing）等の新技術を活用することができること。
 - 貿易円滑化イニシアチブにおける女性参画（ジェンダー対応アプローチ）が強化されること。
 - ・ 本勧告は、国連 CEFACT 勧告第 4 号「NTFB：各国貿易円滑化機関」および第 40 号「協議へのアプローチ：貿易円滑化関連事項に関わる貿易関係業界と政府との協議におけるベストプラクティス」¹⁰を補完する。
- ✓ 今回のセッションで勧告（案）がセットされ、パブリックコメントを経て本年の国連 CEFACT 総会に承認を得るために提出される予定。

7. eData Management Domain Meeting

電子データマネジメントドメインミーティング（5月10日（水）9:30～12:30）

- ✓ eDATA Management ドメインでは、UNCITRAL の MLETR に記載されている要件を達成するための方法についてのガイダンスを提供するホワイトペーパー策定等に関するプロジェクトを行っている。プロジェクトの概要について、プロジェクトリーダー Ren Yuh KAY 氏からプレゼンテーションがあった。
- （プレゼンテーションの概要）
- ・ MLETR は国内および国境を越えた電子的移転可能な記録の法的利用を可能にすることを目的とし、譲渡可能な文書または証書と機能的に同等な電子記録情報に適用される。

⁹ JASTPRO は、日本における NTFB として国連 CEFACT に登録されている唯一の機関である。

¹⁰ 勧告第 4 号「NTFB：各国貿易円滑化機関」および第 40 号「協議へのアプローチ：貿易円滑化関連事項に関わる貿易関係業界と政府との協議におけるベストプラクティス」の日本語訳は、JEC ホームページ (<https://www.jec-jastpro.org/>) → 勧告 → 貿易円滑化(TF) に掲載。

- ・ 譲渡可能な文書または証書とは、B/L のように紙媒体の文書または証書であって、そこに記載された義務の履行を請求する権利を持ち、文書または証書の所有権を移転することによって、その履行に対する請求権を移転することができるものである。
- ・ 本プロジェクトで策定しているホワイトペーパーは、B/L について MLETR の要件を実現するための技術的な方法等のガイダンスを提供することを目的に次の検討を行っている。
 - MLETR に準拠した電子記録情報の権限を移転するための、ブロックチェーン等の分散型台帳技術の使用法。
 - 国連 CEFACT の既存の成果物（例えば、国連 CEFACT 勧告第 12 号「海上運送書類に関わる手続簡素化のための方策」）の適用・活用方法。
 - 電子的移転可能な電子情報に関する技術を開発、使用、維持管理する際に考慮すべき事項。

8. Digital Documents - Challenges to Transit

デジタル文書 - 通過貨物へのチャレンジ (5 月 10 日 (水) 9:30~12:30) (Trade Procedures Facilitation ドメイン、Agriculture, Fisheries & Agrifood ドメイン)

通過貨物を仕向国に向けてできるだけ速やかに通過させるためには、通過貨物の添付書類の電子化および電子化された文書の取扱ルールを定めて、通過国の税関当局等において、迅速・適正に手続を行う必要がある。現在、通過貨物の添付書類の電子化に関するホワイトペーパーの策定を行っている。

✓ ホワイトペーパーの検討

- ・ ホワイトペーパーの概要の説明（国連 CEFACT エキスパート Eva Chan 氏）
 - イントロダクションで本ホワイトペーパーの必要性を記載。
 - 輸送中の貨物に対する要求事項：国際条約で規定された特定の製品の取扱いに関する輸送上の要件について、WTO（世界貿易機関）、WCO（世界税関機構）等における通過貨物の定義等を基に、通過貨物の定義、対象とする文書等の対象範囲を定める。
 - デジタル化の取組の現状：書面および電子証明書処理における規制対象貨物の取扱いについて、現在のトランジット手順、電子化の状況等を説明する。
 - 通過貨物手続のコントロールのための課題：ペーパーレス証明書の処理における通過貨物手続の現在の課題・制約を列挙する。
 - 結論と今後の方向性：ペーパーレス規制証明書に通過国を含めるためのデジタル化メカニズムを改善するための勧告・提案のリストを策定。
- ・ ホワイトペーパーの検討を進める中で、現状の通過貨物手続の問題点等が明らかになり、ホワイトペーパーのタイトルを「通過貨物の添付書類の電子化 - 通過貨物で要求される書類」から「通過貨物手続とその整合性ある電子化の間のギャップ」に変更することが提案され了承された。

- ✓ 通過貨物の電子化に関する課題について検討が行われた。
 - ・ 政府機関による通過手続および管理措置に関する法的小および運用上の枠組み
通過貨物の手続については、国により様々な手続があるが、基本となる規定としては、WTO TFA（貿易円滑化協定）第 11 条（通過の自由）が定められており、国連 CEFACT は本条項を補完する検討が行われる。
 - ・ 紙文書の電子化
通過貨物について、バーゼル条約やワシントン条約の観点から適正に手続を行う必要があるが、文書が介在する場合、迅速な手続に支障が生ずる。例えば、輸出国が電子的に証明書を発行したとしても、通過国で電子化されていなく書類が要求される場合もある。したがって、通過貨物の適正・迅速な手続のためには電子化を進める必要がある。電子化に際しては、QR コードを活用して、輸出国の発行した証明書を確認できるようにすることなどが考えられる。
 - ・ G2G による電子証明書の交換
貿易貨物において必要とされる証明書のほとんどが法令上必要とされるものであることから、貿易業者などの民間企業を介さずに G2G で直接情報交換することが、適正・迅速な貿易手続が行われるうえで重要である。
 - ・ 技術的な検討
通過貨物の添付書類の電子化を進めるためには、現在、輸出入国間における電子化の仕様が中心になっているが、通過国に関する電子情報のフロー等を追加し、通過国で必要とされる情報項目を洗い出し、セマンティックに定義する等の検討を行う。また、情報をプッシュ型にするかプル型にするかの検討や、XML や JSON で互換性のあるシステムに関する検討を行う。

9. Transport and Logistics Domain Meeting

Transport and Logistics ドメインミーティング (5月11日 (木) 9:30~17:30)

- ✓ Trade Finance Project
トレードファイナンスプロジェクト
 - ・ SIPS 菅又久直氏から国連 CEFACT における新規プロジェクトである「トレードファイナンスプロジェクト」の提案に関するプレゼンテーションが行われた。続いて、株式会社トレードワルツの染谷悟氏から日本の経済産業省で行われている検討に関連して、日本で使用されているインボイスデータと国連 CEFACT 標準とのマッピングの状況についてプレゼンテーションが行われ、最後に、東京海上日動火災保険株式会社の新谷哲之介氏から貨物保険データに関する標準化の状況についてプレゼンテーションが行われた。
 - ・ 本プロジェクトについては、セッション参加者からの支持が得られた。同様のプレゼンテーション・提案は Finance and Payments ドメインミーティングでも行われ、セッション参加者からの支持が得られた。
 - ・ 詳細については、菅又久直氏の報告（月刊 JASTPRO6 月 第 529 号）を参照いただきたい。

✓ Geofencing Facilities project

施設のジオフェンシング¹¹プロジェクト

- ・ 新プロジェクトの「施設のジオフェンシングプロジェクト」について Logistics Domain Coordinator David Roff 氏からプロジェクトの概要等の説明が行われた。
(プロジェクトの概要)
 - スマートコンテナの普及に伴い、サプライチェーンにおいてコンテナが通過する施設や区域を指定し地理的に定義するニーズが急速に高まっている。
 - 現在、様々な関係者 (IoT 事業者、通信事業者、端末など) がジオフェンシングの座標を保持しているが、この情報は施設等により異なるシステム・フォーマットで保持されており、標準化されていない。
 - 本プロジェクトでは、ジオフェンスの対象となる様々なタイプの施設についての方法論とルールの定義、内容が異なるジオフェンスの例と評価方法の策定、IoT 事業者間の相互運用のためのジオフェンスに関するガイダンスの策定・提供等を行い、ジオフェンシングの標準化を図る。
 - 2023 年 6 月にキックオフし、パブリックコメントを 2023 年 9 月に行う予定。
 - 施設の対象は、海上ターミナル、コンテナフレートステーション、修理ヤード、鉄道ヤード等になる予定。
- ・ 本プロジェクトについて各参加者から賛同が得られ、検討を開始することが合意された。

10. Closing Session

クロージングセッション (5月12日(金) 14:00~15:30)

冒頭、今回の国連 CEFACT フォーラム対面参加者が 55 か国から 350 人、オンライン参加者が 1,500 人、25 のプロジェクトについて 35 のセッションが行われ、10 の新規プロジェクトが提案されたことが報告され、活発な検討が行われたことに感謝の意が示された。続いて検討の結果が報告された。

¹¹ 「ジオフェンシング」とは、地理 (位置) 情報を活用して、特定のエリアに仮想的なフェンスを設定することで特定のアクションを促す技術である。他業界での応用例としては、販売促進の目的で入店をトリガーとしたクーポンの配信や、情報保護のために工場などの敷地内に入ったスマートデバイスのカメラ機能を無効化し、敷地を出たら再び有効化する、などが挙げられる。

第 40 回 国連 CEFACT フォーラム UN/LOCODE アドバイザリーグループミーティング会議報告

城西国際大学大学院 国際アドミニストレーション研究科
准教授 博士(工学) 石井 伸一 (AFACT 議長)

1. はじめに

第 40 回国連 CEFACT フォーラムにおいて、2023 年 5 月 11 日 (木) 午前 10:00~11:30 に「UN/LOCODE メンテナンス会議」、そして午後 14:40~17:30 に「UN/LOCODE アドバイザリーグループミーティング」が開催された。また、翌日の 12 日(金)午後 14:30~17:30 に「UN/LOCODE ワークショップ」が行われ、中国、日本から UN/LOCODE のメンテナンスに関する問題提起があり、各国のフォーカルポイントが UN/LOCODE の申請に対する可否判断を行うときの基準に関して、具体的なケースを引き合いに出しながら実務的な議論が進められた。そして、国連勧告第 16 号をベースとした UN/LOCODE のコーディングルールに関する各国の理解を深める活動としてワークショップが開催され、これらをもとに今後フォーカルポイントとして継続すべきメンテナンス活動のあり方について議論が進められた。なお、ワークショップでは、日本の UN/LOCODE の現状と課題について報告する機会を得たことで、活発に議論されたことから、主にワークショップの内容を中心とした会議報告としている。

第 40 回国連 CEFACT フォーラムでの UN/LOCODE 関係イベント

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• UN/LOCODE Maintenance Meeting, 11 May 2023 (10:00-11:30), Hybrid, H-307-2, Palais des Nations• UN/LOCODE Advisory Group Meeting, 11 May (15:00-18:00) 2023, Salle XVII, Palais des Nations• UN/LOCODE Workshop, 12 May 2023, (14:30-17:00), Hybrid, H-307-2, Palais des Nations |
|---|

出所) UNECE ホームページ、<https://unece.org/trade/cefact/unlocode-advisorygrpmtg2023>、2023 年 6 月アクセス

2. UN/LOCODE メンテナンスグループミーティング

新しく申請された UN/LOCODE の承認の可否について議論された。議長は Ms. Maria Teresa Chavarri 氏。日本をはじめ、ドイツ、ブラジル、フランス、中国等の各国のエキスパートによる定期的な会合をもち、新規に提案された UN/LOCODE や既存の UN/LOCODE の改訂提案について審議された。具体的には、国別新規提案 UN/LOCODE がスプレッドシートで管理され、エキスパート間で共有しながら、一つ一つ新規提案者もしくは各国のフォーカルポイントが説明し、妥当性が判断された。国連 CEFACT フォーラムにおいては、現在の状況説明と次回のメンテナンス会議 (オンライン) が 2023 年 6 月 1 日に開催されることが確認された。

3. UN/LOCODE アドバイザリーグループミーティング

アドバイザリーグループミーティングでは、主に報告事項が中心であり、以下の点の情報共有が行われた。なお、IMO/FAL 委員会で、2024 年から IMO メンバー国（日本もメンバー）に義務付けている、自動運転船の導入に対応するシングルウィンドウの導入に伴って使われる港湾コードに関しては、IS（International Standard：国際規格）化されている GS1 の GLN（Global Location Number：企業・事業所識別コード）のみを利用する提案がなされたことを受けて、UN/LOCODE も必要とされる粒度で IS 化すべきであるという意見から、現在 ISO/TC154 において、IS 化する方向で検討が進められている。

第 40 回国連 CEFACT フォーラム LOCODE アドバイザリーグループ会議での報告事項

- UN/LOCODE2021 年版のリリース
- チリ、エジプト、スウェーデンのフォーカルポイントの強化
- Port State Measures (PSMA) と the Global Record における FAO（国際連合食糧農業機関）との連携
- IMO/FAL47 において、欧州経済委員会は港湾の着岸岸壁を示すロケーションコードとして GS1 の GLN(Global Location Number)のみを使うという表現の削除
- ISO 3166 のメンテナンスエージェンシーでの検討状況
- JSON-LD Web Vocabulary の開発進捗状況
- DMR を含む UN/LOCODE のメンテナンス活動報告
- 2024 年～2025 年にかけてのワークプログラムについての発表

4. UN/LOCODE ワークショップ

今回、日本からも現在の UN/LOCODE と国連勧告第.16 号とのギャップについて説明し、どのように整合させていくべきか、具体的な方法論が課題となっていることを報告した。

1) 2020 年改訂版国連勧告 No.16

国連勧告第 16 号は、2020 年に改訂版が出され、最新のものとなっているが、それ以前のバージョンとしては、1998 年に出版されたものが使われていた。1998 年版には、その序文の中で、「The work to prepare codes, i.a for ports commenced in 1972, when the UN/ECE Working Party on Facilitation of International Trade Procedures agreed to include this task in its programme of work, later on specified as follows: "to establish the need to designate various locations involved in external trade (cities, ports, airports, border crossings, terminals, etc. with a view to the subsequent creation of codes)". 」と記述されており、1972 年に港湾用のコードとして準備され、また同時に外部との交易（貿易）のために必要となるロケーション（市、港湾、空港、国境、ターミナル等）もコードに含みながら、ドラフトを作成したと記載されている。その後、IATA、ECLAC、ESCAP 等の協力を得て、1980 年に Working Party on Facilitation of International Trade Procedures に提出され、承認を得たとされている。

その後、2020年に第4改訂版が出され、その中の序文には、「The revision aims to provide further clarity on the base concepts linked to UN/LOCODE, to modernize the maintenance process and to officialize the notion of child-codes based on UN/LOCODE which are developed by other organizations and which can provide more granular details on exact point locations. Using such a clear, semantic standard for data exchange is key for the facilitation of trade.」、と記載されており、1998年版では、UN/LOCODE そのものであった IATA コード等空港コード、港湾コード、国境コード、ターミナルコード等は UN/LOCODE のチャイルドコードとしてオーソライズされたことを周知するよう明記している。

2020年の第4改訂版に従って、コード付与を行うと、既に貿易において長年使われてきた現在の UN/LOCODE を大きく変えなければならない。港湾や空港はすべてチャイルドコードとなり、UN/LOCODE は、「市もしくは町等の行政単位」を表すことを明記し、具体的な表記では「UN/LOCODE identifies an administrative or economic area, relevant to international trade and transport, as defined by the competent national authority in each country. These areas are understood in the sense of a city, a town, etc.」とされ、行政的かつ経済的なエリア、つまり「市や町等」と示されている。そのうえで、例外規定も設けてあり、「Exceptions to this rule are handled by the competent national authority and/or the UNECE Secretariat supported by UN/CEFACT experts.」とされ、その当事国、欧州経済委員会委員長が専門家のサポートの元で、判断を下すとされている。またその「市や町等」に紐づくファンクションコード（複数のファンクションを認める）を設け、空港、鉄道駅、コンテナターミナル等を割り当てるとしている。つまり、日常的に利用されてきた、空港や港湾等は「市や町等」のサブプロケーションコードとして位置づけられたことが明記されている。

この点に関して、国連勧告第16号（2020年改訂版）の序文によると、改訂目的を UN/LOCODE といってもレベルの違うコードが（大都市一つがコードとなっているケースや地方漁港がコードとなっているなど）混在している今の現状から、統一されたルールに基づく分かりやすいコード体系を実現し、利用者の混乱を避けることが重要であると指摘している。

2) UN/LOCODE ワークショップでの意見交換

現在の UN/LOCODE に合わせたコーディングルールの適用に関して、ドイツの代表団の参加者は、フランクフルト・ハーン空港の例を引き合いに出して、現在の UN/LOCODE の問題点を解説した。その内容は、「フランクフルト・ハーン空港はフランクフルト市には位置していない。かつてはアメリカ軍のハーン空軍基地であり、返還後、民生用に転換され、フランクフルト・アム・マインからは、約100キロメートル離れた場所に位置している。ドイツのラインラント＝プファルツ州キルヒベルクに位置する国際空港であり、格安航空会社（LCC）や貨物便が主として利用する空港である¹²。空港コードは3桁の HHN を使っているが、どこの都市に所属するかの都市コードとしてフランクフルトを使

¹² なお、2012年9月より日本貨物航空が成田国際空港からハーンへの直行便を運航開始している。

い、利用者の多くはフランクフルト・ハーン空港という FRA/HHN を利用している。しかし、これは国連勧告第 16 号（2020 年改訂版）のルールでは、間違いである。」という紹介であった。本来の所在都市（郡）の名称を都市コードに使うようにすべきかどうか、検討していると報告されていた。

この点に関して、日本の国際空港である成田国際空港に関しても東京/成田と TYO/NRT が実際のビジネス上、慣習的に使われており、所在する千葉県成田市をはじめ複数の市町にまたがって存在する成田国際空港の都市コードとして実際の所在地の千葉県の都市を記載することには、現在のユーザーから強い抵抗があることをコメントとして述べた。

そのほか、ドイツの代表団の参加者は、現在の UN/LOCODE には都市レベルで表記されているものと、都市の中の町レベルで表記されているもの、さらには町の中に位置する物流施設を表記しているものがあり、レベルの異なる UN/LOCODE が存在している。これらをどう見直しするかは大きな課題であるとしている。つまり、すでにユーザーが現在のコード体系を利用し、実際にビジネスを進め、トランザクションサポートする情報システムも現在のコード体系を前提として構築されていることから、UN/LOCODE を変更するという事はシステム変更を伴い、コストがかかることを懸念しているという。

この点に関しては日本でも同じような問題があり、ユーザーから変更要望が出されない現状において、フォーカルポイントが上位下達的に実施してしまうことには大きな抵抗があり、どのように進めたらよいか難しいところであるとコメントした。

また、中国からのプレゼンテーションによると、中国の行政システムは大きな国家だけに多重システムになっており、また省、郡、県、市、町などは入り組んでいる。ある省の下には県が位置づき、県の下には郡があるなど、同じ呼び名でも異なる階層、レベルでの市、県や郡であることから、構造的に統一ルールに基づいて UN/LOCODE を決めていくのは難しいという紹介があった。

他方、こうした状況の中、ブラジルとフランスは UN/LOCODE を全面的に見直し、統一された基準に基づき、再構成しなおしたということが報告されていた。日本から、ブラジル代表団の参加者に、なぜブラジルは実現できたのか尋ねたところ、「ブラジルでは、UN/LOCODE のユーザーである税関が再構成を先導した」との回答が得られ、ユーザーからのリクエスト、必要性がその出発点にあることが確認された。

今後具体的に再構成以前と現在の UN/LOCODE の違いを調べ、参考にすべき点を明らかにすることが重要ではないかと考えられる。

3) 国連勧告第 16 号 (2020 年版) からみた日本の UN/LOCODE の問題点

日本の UN/LOCODE は、2,162 件 (2023 年 5 月現在) 登録されており、毎年十数件の新規登録依頼があるのが現状である。また、1980 年代に UN/LOCODE の初版が作成、公開されたが、日本では、1990 年代からコードリストを作成し、UN/LOCODE 日本委員会を組織し、申請される UN/LOCODE を審査する体制ができていた。その後、インターネットが普及しだした 2000 年代からは WEB エントリーにより、各国の UN/LOCODE は一元的に UNECE (CEFACT の UN/LOCODE 担当) に直接申請され、各国のフォーカルポイントに申請された UN/LOCODE の承認の可否を審議するよう振分け、審査を求める体制になっている。

その過程では、旧国連勧告第 16 号が適用されていることから、日本の UN/LOCODE には多くのターミナル (港湾、漁港を含む)、内陸の物流施設等が含まれることとなった。また、都市レベルで指定される UN/LOCODE であるが、日本全国の市町村に UN/LOCODE が指定されているわけではなく、あくまでユーザーから要望のある市町村のみコード化されている。中には、政令市の区レベル、区の下での物流施設等が UN/LOCODE に位置付けられており、また港湾に関しても、港湾一つ全体、ターミナル、漁港などが UN/LOCODE として定められており、レベルの異なる UN/LOCODE が多数存在しているのが現状である。今回紹介した、国連勧告第 16 号 (2020 年改訂版) に基づけば、構造的な変更が必要なことは明らかであるが、肝心のユーザーから声が上がらず、レベルの違う UN/LOCODE が実際のビジネスに利用され、問題が発生していないことを鑑みると、UN/LOCODE の改革に動き出すのが難しい状況である。引き続き、先行的に大改造を行ったブラジルやフランスの例を詳しく調べ、ケースステディしながら、論点を明らかにし、日本の UN/LOCODE のルールに基づく整序化を進めていく必要があると考えられる。

日本の UN/LOCODE の課題

- Some cities have two UN/LOCODEs
- Sub-location ('Ku'- district) codes exist as UN/LOCODEs in some big cities, but lower level of administrative level
 - City of Yokohama: JP TTK (Tsuzuki Ku), JP ZAA (Tsurumi-Ku), JP ZAF (Naka-Ku, Kanagawa)
 - City of Osaka: JP ZAC (Konohana-Ku, Osaka), JP ZAB (Minato-Ku, Osaka)
 - City of Sapporo: JP THA (Toyohira-ku)
- Disappearance of city name due to merger of municipalities, e.g.
 - City of Shimizu was merged into City of Shizuoka (Shimizu is one of important international port)
- Same city but different port name from the city, e.g.
 - JP HKT (Hakata/Fukuoka), JP FUK (Fukuoka) – City of Fukuoka
 - JP MOJ (Moji/Kitakyushu), JP TBT (Tobata/Kitakyushu),
 - JP WAM (Wakamatsu/Kitakyushu), JP YWT (Yawata/Kitakyushu), JP KKK Kitakyushu
- A wide-area port spanning multiple cities, e.g. not exactly located in one city but two or more!
 - JP MKW (Mikawa), straddling 4 cities, namely Gamagori, Tahara, Toyohashi and Toyokawa
 - JP AMX (AmagasakiNishinomiyaAshiya), straddling 3 cities, Amagasaki, Ashiya and Nishinomiya
 - JP KNM (Kanmon), straddling 2 cities, Kitakyushu and Shimonoseki
- Small –size fishing ports are listed, not engage in international trade

出所) UN/LOCODE エキスパートの支援により筆者作成

第 40 回国連 CEFACT フォーラム 旅行観光部門活動報告 及び 新規プロジェクトの提案説明と意見交換について

JEC 観光部会
観光技術検討会 議長 板垣 和芳

1. はじめに

第 40 回フォーラムは、ジュネーブ国連欧州本部にて、2023 年 5 月 8 日から 12 日までの 5 日間、2019 年以来 4 年ぶりの対面での会議で、オンライン併用にて開催された。

旅行観光部門 (T/T Domain) では、5 月 8 日 14 時から公開セッションが、「体験と持続可能性を通じて観光を変革するデジタルエコシステムの構築」と銘打って開催された。

一般の討議日程に入ってから、新規プロジェクトの提案説明が行われ、意見交換がなされた。

JTREC (NPO 法人 観光情報流通機構) からは、鈴木耀夫フェロー及び板垣の 2 名がこのフォーラムに参加したので、基調講演、各プロジェクト及び意見交換について以下に報告を行いたい。

2. 公開セッションにおける各報告

まず、旅行観光部門コーディネーターのサチン・メータ氏から、「コロナ禍後の観光産業と旅行傾向の変化及び新技術の概要」と題して基調講演が行われた。

既存の二つのプロジェクトのうち、技術事項の成果物が昨年 10 月の国連 CEFACT 総会で承認された「体験プログラム技術仕様 (Experience Programs Technical Artefacts : EPs TA) プロジェクト」について日本から活動報告した。また、White Paper のドラフトがビューローに持ち込まれ Public Comments 期間を終えた「持続可能な観光のビジネス標準 (Business Standard for Sustainable Tourism) プロジェクト」について活動報告がなされ、ビジネス標準を中華台北、自己評価方法を日本が担当して報告した。

(1) コロナ禍後の観光産業と旅行傾向の変化及び新技術の概要

コロナ禍は、1 億人の雇用を危険にさらし、その多くは高い割合で女性を雇用する中小零細企業であった。コロナ禍以降、環境に対する意識の向上や健康と安全への懸念の拡大で、持続可能で責任ある観光への志向が高まっており、渡航制限があるなか、コストを節約して近場のホテルで休暇を楽しむステイケーション市場が成長し、旅行者の好みや行動の変化とともに、従来のマストツーリズムは衰退している。

観光業界におけるローカリゼーション、すなわち地域に合わせた体験型観光の重要性が認識されており、それは地元の文化、遺産、生活様式のリアルな表現を提供することで、持続可能な観光の実践に

つながるとともに、地元ビジネスを支援して地元の活性化にも貢献する。

また新たな傾向として、シェアリングエコノミーの成長があげられる。これは、スマートフォンなどのデジタル技術の普及により、当事者間の情報交換に基づいて、宿泊施設や交通手段からアクティビティの体験に至るまで、旅行者に幅広い共有の選択肢を提供するもので、観光業では旅行者と共有施設を提供する地元主催者の間の社会的及び文化的交流を促進することが可能となる。

こうした観光業界を変革する新技術として、今年度提案が承認された二つのプロジェクトを挙げる。すなわち後記「3.新規プロジェクトの提案説明と意見交換」で述べる、(1)旅行会社と DMC&DMO のパッケージツアープロジェクト 及び(2)持続可能性を主張する体験プログラム技術仕様の API 変換プロジェクトである。

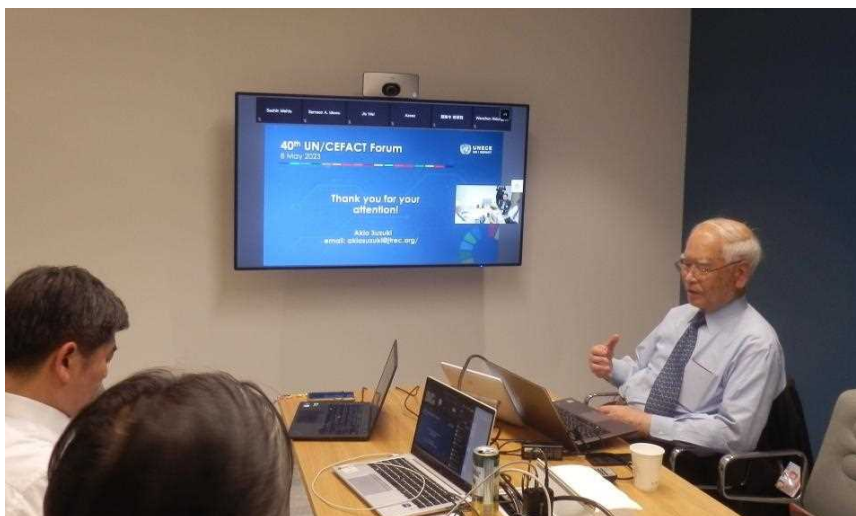
(2) 体験プログラム技術仕様の開発プロジェクト

このプロジェクトの内容については、月刊 JASTPRO 2023 年 02 月号 第 527 号で詳細な報告がなされている。すなわち、旅行観光商品である体験プログラム (EPs) の国際取引を実現するために、それが扱う情報の技術的な事項を開発するものである。

開発された成果物は、①旅行観光業界が必要とするプロセス (予約、修正、キャンセル、情報検索) を対象としたビジネス要求仕様書 (BRS : Business Requirements Specification) 及び②CCL (Core Component Library : 国連 CEFACT 共通辞書) に登録する新規情報項目である。

これらの成果は、体験プログラム技術仕様をさらに使いやすくするために、後記 3(2)に述べる後継プロジェクトに引き継がれた。

写真1 プロジェクトの完了説明をする鈴木耀夫氏



(3) 持続可能な観光のビジネス標準の開発プロジェクト

このプロジェクトは、第 39 回国連 CEFACT フォーラムで内容が発表されているが、今回完了を控えて活動報告が行われた。ビジネス標準は、旅行観光部門における事業者の活動をレストラン、宿泊、交通手段、体験活動等の 10 分野に区分して、各分野について SDGs の目標とターゲットを基に開発された。これらのビジネス標準の実践に際しては、SDGs が観光に要求する事項を集約した 5 つの重点事項に対して、事業者は各々に対する取り組みを、ビジネス標準（すなわち実践的なビジネス規範）の実践におけるプロセスの成熟度に基づいて自己評価することとし、その評価結果を 5 段階の数値で表示する方法を開発した。表 1 にレストラン事業者が自己評価した場合を想定して、判定した結果の例を示す。

表 1 レストラン事業者における自己評価結果例

持続可能な観光の重要 事項 カテゴリ番号 実践者	A. 雇用創出と 商品販売促進	B. 自然環境の 保全	C. 文化遺産の 保全	D. 観光地管理	E. その他の持続 可能な観光の 重要事項
4.1 レストラン ABC	1	2	-	-	0

このビジネス標準と評価結果はネットワークを通じて公開され、購入者が旅行商品を購入する際、商品の持続可能性レベルを確認できるようにすることが、このプロジェクトの利用形態として要請されている。ネットワークを通じての情報流通は、持続可能性主張の BIE (Business Information Entity : ビジネス情報項目) 開発として EPs TA の後継開発プロジェクトに引き継がれることになっている。また、事業者の自己評価活動を定着させ、その持続可能性レベルを認証して社会一般に流布する検討も、持続可能な観光のビジネス標準の後継開発プロジェクトにおける主要な主題として設定が期待されている。

(4) 公開の意見交換 - 旅行観光部門による期待される貢献

本公開セッションでは参加者を交えた公開の意見交換の形式が採用され、提案者から「旅行観光部門によるどのような貢献が期待されるか」と題して、以下の事項が議論の皮切りに説明された。

- ① 世界の旅行観光部門の中小企業への支援：業界大手が思うようにふるまう中で、多くの中小企業は技術的に後れを取り、自社のビジネスに適用する基準を設ける必要に迫られている。EPs TA のような国連 CEFACT 標準は、そうした中小企業に適用することが可能となる。
- ② 中小企業を結ぶネットワークの構築：その一例として、図 1 に中小企業システムの適用可能なネットワーク構想を示す。
- ③ 中小企業のバックオフィス業務の円滑化：バックオフィス業務、すなわち見積、支払い、旅程、レビュー等の依頼・返答業務を円滑化する。
- ④ EPs TA のさらなる遂行：旅行観光部門で開発された EPs TA は、商品取引や情報交換にとどま

らず、当部門のあらゆる商品や情報に適用可能である。

- ⑤ クラス情報の更新：クラスの積重ねを通じて、CCL の拡充が図られる。
- ⑥ SDGs の促進：EPs TA は持続可能性主張を有し、当プロジェクトで例示化されることになるが、当部門の他の商品にも顧客に持続可能性主張を示す同様なクラスを付加することが可能である。
- ⑦ セキュリティシステムによる保護：旅行データには個人情報が多く含まれ、当然保護されるべきであるが、旅行観光サイトでは顧客にセキュリティレベルの高さを示し、それに関連した技術仕様がわかるように提供されることが必要である。
- ⑧ 多言語対応：テキストによる適正な記述は多言語で表現してきたが、AI による翻訳技術の向上にともない、その活用が実務にも適用可能となってきた。
- ⑨ 新技術の導入：旅行観光部門では API を開発する段階に進んでおり、EPs の API 変換も完成しようとしている。当部門ではブロックチェーン、XR、AI のような先進技術についてもさらに研究を進める。

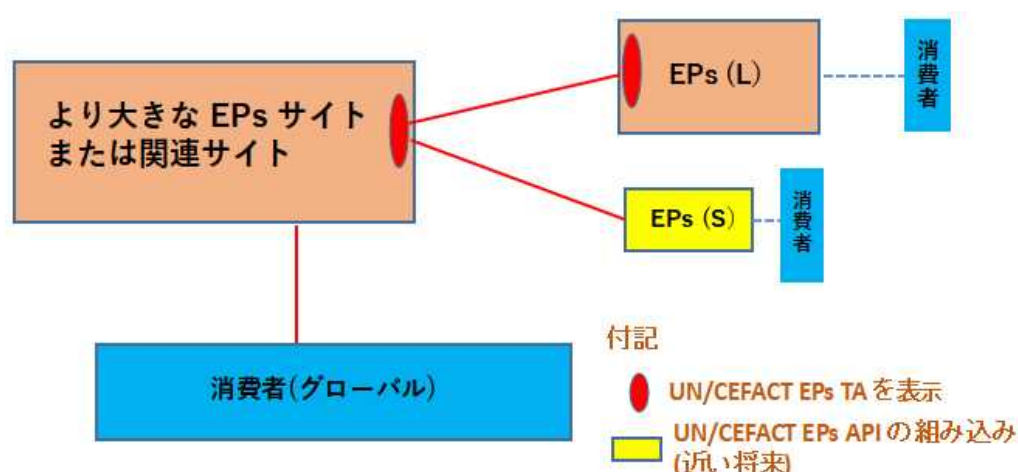


図1 中小企業が連携するネットワーク構想案 鈴木耀夫氏作成

3. 新規プロジェクトの提案説明と意見交換

一般の討議日程に入って5月10日に、旅行観光部門の新規プロジェクトについて、集中的に議論が行われた。

(1) 旅行会社とDMC&DMOのパッケージツアープロジェクト

プロジェクトが提案された背景として次のことがあげられる。旅行会社、DMC (Destination Management Company: 商品手配会社) と DMO (Destination Management Organization: 観光協会等の観光地域づくり法人) が提供するパッケージツアーはかつて人気のある商品であったが、現在大手 OTA (オンライン旅行会社) が業界を席卷しており、旅行会社等は取り残された形となっている。大手 OTA は独自に API ルールを作成しており、零細な旅行会社等がさまざまな大手 OTA に接続するためのソフトウェアを開発することはほぼ不可能に近い。

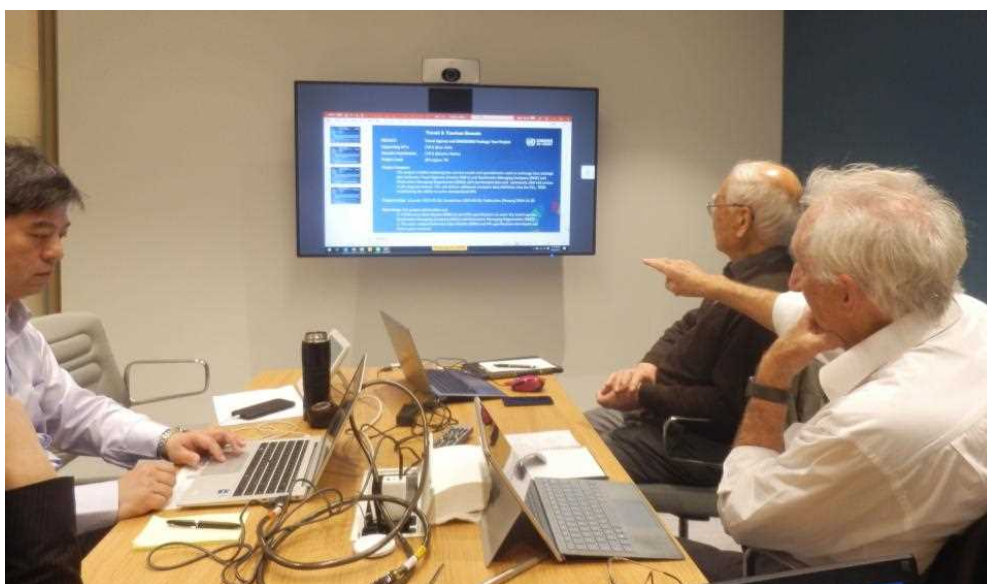
この状況を打開する方策は、旅行会社間、旅行会社と DMC 間、DMC と DMC 間で「旅程」、「見積」、「パッケージツアー」、「旅行者」、「レビュー」データを交換するための API 標準セットを開発することで、それがこのプロジェクトの目的となっている。

この目的が達成されれば、セマンティック データ定義の CCL、RDM への提供を通じて、標準化された API を作成する機能が確立され、認証システムを提供するものではないものの、認証またはラベリングシステムを構築するための要素を提供することとなる。

その他の項目は以下のとおりである。

- ① 成果物について：成果物：旅行会社、DMC および DMO をカバーする参照データモデル (RDM; Reference Data Model) 及び API 仕様。
- ② 行程について：2023 年 5 月に開始して、工期 1.5 年をとる。

写真 2 プロジェクトの提案説明に質問する国連 CEFACT 副議長 Ian Watt 氏



(2) 持続可能性を主張する体験プログラム技術仕様の API 変換プロジェクト

EPs TA の後継プロジェクトとしての検討事項の内容は以下のとおりである。

- ① 体験プログラム (EPs) を取引するのに、スマートフォン用にはるかに手軽に、より使いやすくするために、国連 CEFACT の新たに構築された技術仕様に基づいて、昨年開発された成果物を API 形式に変換する。
- ② EPs を取引する際に、購入しようとしている EPs の持続可能性目標のレベルを買い手が理解できるように、SDGs に基づいた、関連サプライヤーが自己評価した持続可能性情報を買い手に転送することができるようにする。そのための持続可能性主張 (Sustainability Claim) クラスの BIE とそれに関連する BIE は、以前の持続可能な観光のためのビジネス基準プロジェ

クトまたはその後継プロジェクトの成果物から抽出する。この情報は買い手によって確認され、体験した後にコメントされることも可能となるが、この買い手によるフィードバック情報は、業界の持続可能性の向上に貢献することにつながる。

その他の項目は以下のとおりである。

- ① 成果物について：成果物 1：EPs の API バージョンの技術成果物、成果物 2：持続可能性主張及び開発される関連クラス用の技術成果物、成果物 3：開発され更新されたその他の関連 BIE 及びコード
- ② 行程について：2023 年 5 月に開始して、工期 1 年をとる。

(3) 新規プロジェクト意見交換

両プロジェクトとも、API 変換あるいは API 開発を目的としており、そうした技術動向に対して意見が寄せられた。

4. おわりに

かなりタイトな行程のうちに、閉会セッションにおける各国連 CEFACT 担当副議長からの集約報告をもってフォーラムも終了したが、全体として印象に残ったことについて以下に挙げたい。

- ・ 今回 4 年ぶりの対面での開催ということで、事務局側の成功への意気込みが強く感じられた。
- ・ 各セッションとも API 開発への指向が強く、そうした時代の趨勢が強く感じられた。
- ・ ESG(Environment, Social, Governance)への言及も随所で見られた。
- ・ 講演者への質問も即座に返答がなされ、議論が高揚するなど、対面会議での持ち味が発揮された。

経済安全保障における原産地規則の役割 ～ EU の経済安全保障戦略 ～

主席研究員 今川 博

今回は、欧州委員会及び外務・安全保障政策上級代表が 2023 年 6 月 20 日に発表した「**欧州経済安全保障戦略**」に関する欧州議会、欧州理事会及び EU 理事会（注 1）に対する共同コミュニケーション¹³（以下、便宜的に「戦略ペーパー」という。）について、その概要をお伝えします（関連記事を含め、翻訳はすべて筆者による仮訳です）。欧州委員会のウェブサイトでは、戦略ペーパーの概要をまとめた「経済安全保障を強化するための EU のアプローチ」と題したプレスリリース¹⁴が掲載され、同時に戦略ペーパー全文、その骨子をまとめた「ファクトシート」¹⁵も閲覧できます。また、プレスリリースには、欧州委員会首脳、EU 外務・安全保障政策上級代表によるコメントも一部引用されています。EU の経済安全保障を戦略ペーパーとしてまとめた今回の措置は、日本を含む西側諸国及び EU との密接な経済関係を維持している他の地域にも確実に影響を及ぼすこととなり、今後の対 EU 貿易及び投資を考察するに際して必読の文書になると考えられます。

（注 1）「**欧州理事会(the European Council)**」と「**EU 理事会 (the Council)**」は別組織

欧州理事会は、政治レベルの最高協議機関。EU 加盟国首脳及び欧州理事会議長及び欧州委員会委員長により構成。EU の発展に必要な原動力を与え一般的政治指針を策定する。

EU 理事会は、EU 加盟国の閣僚級代表により構成される EU の主たる決定機関。総務理事会、外務理事会、経済・財政理事会等分野毎に招集、開催される。議長は、外務理事会を除き半年交代の輪番制議長国閣僚が務める。

本稿では、戦略ペーパーの全体像の把握を容易にするために、第 1 章では、ジョセップ・ボレル EU 外務・安全保障政策上級代表（欧州委員会副委員長兼任）のコメントから本ペーパー策定の背景を窺い、「ファクトシート」（原文 1 ページの簡単な骨子）とプレスリリース（原文 3 ページの戦略ペーパーの要点整理）から要旨をまとめます。

第 2 章では、戦略ペーパー本文（原文で 15 ページ）からサプライチェーンに関連する事項と特に重要と思われる内容を抽出してお伝えします。

¹³ Joint Communication to the European Parliament, the European Council and the Council on “European Economic Security Strategy”

(<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52023JC0020&qid=1687525961309>)

¹⁴ An EU approach to enhance economic security - updated on 20 June 2023

(https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_3358)

¹⁵ Factsheet on an EU approach to enhance economic security

(https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/fs_23_3359)

第3章では、EUの具体的な制裁措置をとり上げます。ロシアと国境を接する加盟国を抱えるEUは、報道でも繰り返し伝えられているように、対ウクライナ支援と対ロシア制裁を累次にわたって実施しているところではありますが、本戦略ペーパー公表直後の6月23日に、第11次対ロシア制裁措置¹⁶が発表されたので、この制裁措置の概要についてまとめます。

第1章 「欧州経済安全保障戦略」の全体像

ジョセップ・ボレル EU 外務・安全保障政策上級代表（欧州委員会副委員長兼任）のコメント

ジョセップ・ボレル EU 外務・安全保障政策上級代表（欧州委員会副委員長兼任）は、「(特定国への)依存が武器になりうることを学んだ」とコメントし、サプライチェーンの多角化を強調しています。この(特定国への)依存とは、これまでのEUの対外貿易関係を顧みるに、ロシアからのエネルギー輸入であり、そして中国との全面的な経済関係の深化であると考えられます。

《ジョセップ・ボレル EU 外務・安全保障政策上級代表（欧州委員会副委員長兼任）》

安全保障とは、新たな多面性を持つ概念である。そのひとつが経済安全保障である。**我々は、依存関係がいかに武器になりうるかを学んだ。**この戦略では、経済安全保障政策を組み合わせることで、グローバルで開放的なルールに基づく貿易システムを維持しながら、過度な依存を減らしていく。そのためには、可能な限り幅広いパートナーと協力しなければならない。外務・安全保障政策上級代表として、私は、経済安全保障を促進するための努力が EU の対外行動の不可欠な一部となり、より広範な外交政策と首尾一貫したものとなるよう確保する。

経済安全保障を強化するための EU のアプローチに関するファクトシート

次に、本戦略の骨子を示す「ファクトシート」をまとめます。

COVID-19 パンデミック、ロシアのウクライナ侵攻、地政学的緊張の高まりは、EU 経済の脆弱性を露呈し、深化した技術的なシフトは、安全保障上の課題の複雑さに拍車をかけている。EU は、経済安全保障のための共通の戦略的枠組みを構築することで、経済的相互依存関係から生じるリスクを最小限に抑えつつ、開放された経済の恩恵を最大限に享受する必要がある。EU の戦略により、EU 及び加盟国は、経済安全保障に対するリスクを共に特定、評価し、これらのリスクに対応するために利用可能な手段を戦略的に活用し、必要な場合には新たな手段を開発することができるようになる。我々の行動を導くのは、バランス(propportionality)と的確性である。

《行動の柱》

- 単一市場、技術革新、技術及び産業能力を強化することにより、EU の**競争力を促進**
- 既存及び新規のさまざまな手段を通じて、EU の**経済安全保障を確保**
- 特に、貿易協定の多様化と改善、国際ルールと制度の強化、持続可能な開発への投資を通じて、**信頼できるパートナーと協力し、共通の安全保障上の懸念に対処**

¹⁶ EU adopts 11th package of sanctions against Russia for its continued illegal war against Ukraine (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_23_3429)

《リスク》

- i. **サプライチェーンの強靱化**に対するリスク
- ii. **重要インフラに対する物理的・サイバーセキュリティ**に関するリスク
- iii. **技術安全保障と技術流出**に関するリスク
- iv. **経済的依存関係や経済的な圧力 (coercion) の武器化 (weaponisation)** のリスク

プレスリリース「経済安全保障を強化するための EU のアプローチ」

戦略ペーパーに関するプレスリリースにおいては、骨子としての「ファクトシート」を更に肉付けする形で、具体的措置としての「リスク管理に対するより包括的なアプローチ」及び「次の段階」が示されているので、これらを要約します。

(1) リスク管理に対するより包括的なアプローチ

特定の経済的連関 (linkages) がもたらすリスクは、現在の地政学的・技術的環境において、急速に進化しており、安全保障上の懸念とますます融合しつつあるため、EU は、経済安全保障に対するリスクを共に特定、評価し、かつ、管理する包括的なアプローチを開発すべき。そのために、次の4分野における経済安全保障へのリスクを徹底的に評価することを提案。

- エネルギー安全保障を含む、サプライチェーンの強靱化に対するリスク
- 重要インフラへの物理的・サイバーセキュリティに対するリスク
- 技術安全保障と技術流出に関するリスク
- 経済的依存関係又は経済的な圧力の武器化のリスク
- また、このリスク評価の方法論についても提案し、欧州委員会と加盟国が、必要に応じて外務・安全保障政策上級代表と協力し、民間部門の意見を取り入れながら実施する、動的かつ継続的なプロセスであるべき。さらに、特定されたリスクを軽減する方法として、次の3つのアプローチの採用を提言。
- 単一市場の強化、強く強靱な経済の支援、技能への投資、研究・技術・産業基盤の育成などにより、EU の競争力を促進
- EU の経済的安全保障を、既存のさまざまな政策や手段を通じて保護し、想定されるギャップに対処するための新たな政策を検討する。これは、欧州経済及び世界経済への意図しない負の波及効果を制限するよう、バランスのとれた (proportionate) かつ的確な方法で実施
- 貿易協定の促進と (交渉中の協定の) 仕上げ、その他のパートナーシップの強化、国際ルールに基づく経済秩序と世界貿易機関 (WTO) などの国際機関の強化、グローバル・ゲートウェイを通じた持続可能な開発への投資などを通じて、経済安全保障を強化するために可能な限り広範なパートナーと提携

(2) 次の段階

戦略ペーパーは、EU の経済安全保障を確保するための包括的なアプローチを策定するため、EU 加盟国及び欧州議会との戦略的議論の基礎を提供する。欧州理事会は 2023 年 6 月 29～30 日に開催される会合でこの戦略について検討予定。

本戦略ペーパーが提案する新たな行動は、以下のとおり。

- EUの経済安全保障に影響を及ぼすリスクを評価する枠組みを加盟国とともに構築（経済安全保障にとって重要な技術のリストを作成し、適切な緩和策を考案することを視野に入れてそのリスクを評価することを含む）
- 民間部門との構造的な対話に関与し、経済安全保障に関する集団的理解を深めるとともに、経済安全保障上の懸念に照らしてデュエリジェンスとリスク管理を行うよう奨励
- 欧州のための戦略技術プラットフォーム（Strategic Technologies for Europe Platform: STEP）（注2）を通じた重要技術の開発を含め、EUの技術的主権とEUのバリューチェーンの強靱化をさらに支援
- 対内直接投資審査規則の見直し
- デュアルユース技術の研究開発に対する適切な目的を絞った支援確保のための選択肢を検討
- EUのデュアルユース品目に関する輸出管理規則を完全に実施し、その有効性と効率性を確保するために提案
- 加盟国とともに、対外投資によってどのような安全保障上のリスクが生じうるかを検討し、これに基づき、年末までにイニシアチブを提案
- 調査研究の安全保障を向上させるための措置を提案し、既存の手段の体系的かつ厳格な実施を確保し、残されたギャップを特定し対処
- ハイブリッド及びサイバー外交ツールボックス、外国による情報操作及び干渉（FIMI）ツールボックスなど、EUの経済安全保障を強化するための共通外交安全保障政策（Common Foreign and Security Policy: CFSP）手段の目的を絞った利用を模索
- EUの単一情報分析能力（Single Intelligence Analysis Capacity: SIAC）に対し、特にEUの経済安全保障に対する潜在的脅威の探知に取り組むよう指示
- EUの経済安全保障の確保と促進がEUの対外行動に完全に統合されるようにし、経済安全保障問題に関する第三国との協力を強化する。

（注2） **欧州戦略技術プラットフォーム（Strategic Technologies for Europe Platform: STEP）**は、企業投資の利益となる資金支援を迅速に展開するために、インベスト EU、イノベーション基金、ホライゾンヨーロッパ、EU4ヘルス、デジタル・ヨーロッパ・プログラム、欧州防衛基金、復興レジリエンス・ファシリティ、結束政策基金といった既存のプログラムを基盤として活用する。STEPはまた、既存の資金を欧州のリーダーシップにとって重要な以下の技術分野の開発・製造支援に向けることを可能にし、単一市場全体における投資の公平な競争条件の実現に貢献し、それぞれのバリューチェーンを保護・強化し、関連する重要原材料への投資を誘導し、労働力と技能の不足に対処するのに役立つ。

- マイクロエレクトロニクス、ハイパフォーマンス・コンピューティング、量子コンピューティング、クラウド・コンピューティング、エッジ・コンピューティング、人工知能、サイバーセキュリティ、ロボット工学、5Gおよび高度な接続性、仮想現実などの**深化し、デジタル化した（deep and digital）技術**
- 再生可能エネルギー、電力・熱貯蔵、ヒートポンプ、電力網、非生物起源の再生可能燃料、持続可能な代替燃料、電解槽と燃料電池、炭素の回収・利用・貯蔵、エネルギー効率、水素、スマート・エネルギー・ソリューション、浄水や海水淡水化などの持続可能性に不可欠な技術、ナノ材料、複合材料、将来のクリーン建設材料などの先端材料、重要な原材料の持続可能な抽出・加工技術などの**クリーン技術**
- 生体分子とその応用、医薬品、医療技術、作物バイオテクノロジー、バイオ製造などの**バイオテクノロジー**

第2章 「欧州経済安全保障戦略」におけるサプライチェーン強靱化

第2章では、サプライチェーンに関する言及がある部分と特に重要と思われる部分を抽出し、各項目において書き出してみます。

1. 欧州経済の安全保障を強化する戦略

COVID-19の大流行は、高度に集中したサプライチェーンが欧州経済の機能にもたらすリスクを露呈した。ロシアのウクライナに対する侵略戦争は、単一の国、特に体系的に異なる価値観、モデル、利益を持つ国への過度の依存が、欧州の戦略的選択肢を減らし、欧州の経済と市民を危険にさらすことを示した。加盟国や企業はまた、他国の政治的優先事項に従わせ、それに適合させることを目的とした、欧州製品の輸出禁止や欧州ブランドのボイコットなどの経済的な圧力の代償を負わなければならなくなった。こうした傾向はすべて、我々の社会、経済、そして世界貿易の機能に対する直接的なリスクであると同時に、EUの戦略的利益と行動能力に対する直接的な挑戦でもある。

世界中の国々が、自国の経済安全保障に対する課題に取り組み始めている。先進国の中には、すでに専用の戦略を採用し、実行に移している国もある。開発途上国も行動を起こしており、有害な依存を減らすために経済関係を多様化し、現地生産を増やしている。この傾向は、国家安全保障に対する伝統的なアプローチを、経済安全保障を確保するための新たな手段で完結させることによってのみ、現在の繁栄、主権、安全を確保することができるという事実を反映している。同盟国、パートナー、ビジネス・セクターと協力し、経済安全保障のビジョンを明確にし、実行することは、戦力増強の役割を果たす。

EUは、グローバル企業や投資にとって最も魅力的な投資先のひとつである。EUの経済は、開放的でルールに基づいた貿易と投資、国境を越えた安全な接続性、研究と技術革新に関する協力によって発展している。これらの要素は、グリーンとデジタルの2つの移行を加速させる中で、欧州の競争力と強靱化の重要な原動力であり続けるだろう。

EUの経済安全保障戦略の優先課題

社会的な市場経済を維持しつつ、経済とサプライチェーンの強靱化を高め、技術革新と産業能力を強化することにより、自国の競争力を促進する。これは、単一市場の深化、健全なマクロ経済政策と結束政策、EU次世代政策（NextGenerationEU）を通じた将来の経済への投資、欧州の労働力のスキルアップを含む人的資本への投資によって達成することができる。また、供給源や輸出市場を多様化し、先端半導体、量子コンピューター、バイオテクノロジー、ネットゼロ産業、クリーンエネルギー、重要原材料などの戦略的分野における研究・産業基盤を育成することも必要である。

より強靱で安全な経済への移行を実現するために、経済安全保障に関する懸念を共有する国々や、共通の利益を有し、我々と協力する意思のある国々と連携する。これは実際には、経済安全保障を強化し、強靱で持続可能なバリューチェーンを育成し、国際ルールに基づく経済秩序と多国間機関を強化するために、可能な限り広範なパートナーと協力することを意味する。また、同じような脱リスクの道を歩む国々と提携し、自由貿易協定を推進・最終化し、グローバル・ゲートウェイを通じて持続可能な開発と世界中の安全なつながりに投資することも意味する。

民間セクターは不可欠なパートナーであり、すでに脱リスクへの取り組みは進んでいる。グローバルな資産運用会社は、世界経済の中に存在するリスクの増大と複雑化に対応して、資本配分を根本的に変えてきた。経済の安全保障を高める強靱で多様なサプライチェーンを模索することは、株主の利益だけでなく、一般の利益も守る長期的な事業戦略の中核となる。主要なリスクを特定し、政策対応を設計するには、こうした脅威の多くを軽減するためにすでに取り組んでいる欧州企業の知識を活用すべきである。

2. 欧州の経済安全保障に対するリスクの特定

この戦略の目的は、EU の経済安全保障を守り、経済の強靱化を強化する一方で、EU の技術的優位性を確実に維持し、成長させることである。これは、EU の競争力への投資、サプライチェーンの多様化、経済的な圧力などの慣行への対応を意味する。また、民軍融合戦略を展開する懸念先への、機密性の高い新技術やその他のデュアルユース品目の流出を防ぐことも目的としている。

これらの目標を達成するためには、リスクとその経年変化について明確な目で見ることが必要である。そのため、欧州委員会と加盟国は、重要なサプライチェーンの分析を深め、ストレステストを行い、リスクのレベルを確立する。

欧州経済が直面するリスクの種類

エネルギー安全保障を含むサプライチェーンの強靱化に対するリスク： EU における価格高騰、重要な製品又は素材の入手不能又は不足のリスク、これらはグリーン・トランジション（グリーンへの移行）に関連するもの、安定的で多様化されたエネルギー供給及び医薬品に必要なものを含むが、これらに限定されない。

重要インフラの物理的及びサイバーセキュリティに対するリスク： パイプライン、海底ケーブル、発電、輸送、電子通信ネットワークなどの重要インフラが破壊されたり妨害されたりして、EU における商品・サービスの安全で信頼できる提供やデータセキュリティが損なわれるリスク。

技術安全保障と技術流出に関するリスク： スパイ行為や不正な知識の流出など、デジタル領域における悪意ある行為によるものを含め、EU の技術進歩、技術競争力、最先端技術へのアクセスに対するリスク。場合によっては、技術流出は、特に量子、先端半導体、人工知能などのデュアルユース技術について、平和と安全を損なうためにそれらを利用する可能性のある者の軍事／諜報能力を強化するリスクがあり、そのため特定のリスク軽減措置が必要となる。

経済的依存関係の武器化や経済的な圧力のリスク： 合法的な政策決定の領域の範囲内にある政策の変更をもたらすために、第三国による貿易や投資に影響を与える措置を通じての EU、加盟国、EU 企業を標的にするリスク。

経済安全保障にとって重要な戦略的技術のリストに基づいて評価される技術安全保障と技術流出に関連するリスク： 最もセンシティブなリスクに関しては、欧州委員会は、2023 年 9 月までに理事会が採択できるような、リスク評価のためのデュアルユース技術のリストを提案する。このリストは、技術の実現性や変革性、民間軍事的融合のリスク、人権侵害に悪用されるリスクなど、狭く定義された将来を見据えた基準に基づいて作成される。優先技術は、関連する保護・促進措置を特定することを視野に入れ、2023 年末までに加盟国とともに一括して評価されるべきである。

3. 経済安全保障戦略の実行

3.1 EUの経済基盤、競争力、成長の促進

近年、欧州委員会は、強靱化を高め、サプライチェーンを強化するための具体的な提案をいくつか採択している。EU産業戦略では、クリーンテクノロジー、原材料、プロセッサ及び半導体、データ、エッジ及びクラウドにおける活動を加速させるための産業提携、画期的なイノベーションのためのリソースをプールするための欧州共通の重要プロジェクト、循環型経済の推進、グリーン及びデジタルスキルの強化、世界的な基準設定におけるEUのリーダーシップを確保するための新戦略など、単一市場の強靱化を強化するための方策をいくつか挙げている。

重要原材料法の提案は、EUにおける重要原材料の抽出、加工、リサイクルを促進し、依存を減らし、備えを強化することを目的としている。欧州チップ法は、半導体の安定供給を確保するものであり、ネット・ゼロ産業法は、EUにおけるネット・ゼロ技術の製造規模を拡大するものである。これらの構想には、欧州委員会、理事会、加盟国間のタイムリーな協力と情報交換を可能にする効果的なガバナンス・メカニズムが含まれている。

これらの構想は、革新的で競争力のある強靱な欧州の防衛技術・産業基盤にとって不可欠なサプライチェーンと資源へのアクセス（「安全保障と防衛に関する戦略的羅針盤」で強調されているように、戦略的競合相手による挑戦がますます強まっている）のさらなる確保にも直接的な影響を及ぼす。

単一市場緊急措置は、将来の緊急事態に備え、重要な製品の入手可能性と自由な流通を確保することを目的としている。将来的には、単一市場緊急措置によって、サプライチェーンの途絶や関連する供給不足を含む戦略的な製品やサービスを監視し、必要に応じて迅速かつ集団的に対応することができるようになる。

3.2 経済的安全保障上のリスクからの保護

経済依存と経済的な圧力の武器化への対応

戦略的依存関係は、経済安全保障上のリスクを生じさせる可能性があるが、第三国が用いる非市場的な政策や慣行によって、競争条件が悪化する可能性がある。欧州委員会は、このような不公正な政策や慣行に対処するため、貿易防衛手段を厳格に活用するとともに、単一市場との公平な競争条件を確保するため、外国補助金規制を導入する用意がある。

近年、EUとその加盟国が意図的な経済的圧力の標的となっていることへの対応として、EUはEU反強制措置規則を採択した。同制度の目的は、何よりもまず、EUの合法的な政策の変更をもたらすために、各国が貿易や投資を制限し、制限する恐れがあることを抑止することにあるが、最終手段としてEUが対抗措置を取る可能性も予見している。EUはまた、パートナー諸国と協力して、強要の事例を監視し、協調的な対応の範囲を評価・特定する。

安全保障と公共秩序に影響を与える対内直接投資

対内直接投資（FDI）審査規則は、加盟国と欧州委員会が情報交換を行い、安全保障に関連する懸念を提起し、安全保障と公共秩序の保護を確保する観点から、特定のFDIに関連する解決策を策定するための協力体制を構築した。2020年10月以降、欧州委員会と加盟国は1,000件以上のFDI取引を審査してきた。また、欧州委員会は現行の枠組みを評価中であり、2023年末までにその改正を提案する予定である。まだ国内でFDI審査の仕組みを導入していない加盟国は、遅滞なく導入すべきである。

技術安全保障と技術流出

開放性と国際協力は、欧州の研究・技術革新（R&I）の中核をなすものである。EU が資金提供する技術の流出を防ぐために、欧州委員会は、例えば、正当な理由がある場合には、EU の戦略的資産、利益、自律性、安全保障を保護するために、特定の第三国の事業者または特定の第三国に支配されている EU の事業者から、研究・技術革新及びデジタル能力普及プロジェクトへの参加を排除することができる。また、EU が資金提供した研究によって生まれたホライゾン・ヨーロッパの成果（知的財産を含む）の非関連第三国への移転の影響を評価し、そのような移転に反対することもできる。

標準化は、技術開発の形に対する「ソフトパワー」の影響力の一部として重要であり、したがって、EU の経済安全保障に間接的に関係している（EU の経済安全保障を脅かす可能性のある技術の乱用の可能性を制限することを可能にするなど）。EU の標準化戦略で規定されているように、EU は、自らの価値観と利益、そして自らの法体系に沿った国際標準を形成できるようになる必要がある。将来の人工知能、データ、サイバー強靱化法に関して、EU は、欧州標準に取り組み、パートナーとともに整合性のある国際標準を目指していく。同様に、知的財産権、特に特許の効果的な執行も、技術流出の防止に貢献する。

2020 年サイバーセキュリティ戦略の下、EU は、デジタル領域における悪意ある行為に対抗し、違法な影響力、産業スパイ、不正な知識の漏洩から保護するための対策を展開している。提案されているサイバー強靱化法は、EU 域内で販売されるハードウェア及びソフトウェアのサイバーセキュリティを官民ともに向上させるものである。EU は、そのような悪質な行為に対応するために、EU ハイブリッド及びサイバー外交ツールボックスを活用することを含め、サイバーが可能にする知的財産の窃取に引き続き対処していく。

インフラを守ることによる経済安全保障の確保

EU は、重要事業者の強靱化に関する指令とネットワーク及び情報システムの安全保障に関する改正指令（NIS2 指令）を採択した。これらは、重要インフラ（エネルギー、輸送、健康、デジタルインフラ、水、食料を含む）の物理的及びデジタル双方の強靱化を強化するための最新の包括的な法的枠組みを提供するものである。2022 年 12 月の EU 理事会勧告に続き、EU 共通の事故対応を確保するための目的を絞った行動がすでに実施されている。

提案されているサイバー強靱化法は、EU の重要インフラのサプライチェーンを確保する上でも重要な役割を果たす。サイバーリスク評価とシナリオは、電子通信インフラとエネルギー部門に特化して開発されており、提案されているサイバー連帯法の下で支援される行動、特に重要な事業者の協調テストの指針となる。

デュアルユース品目の輸出規制に関する EU の協調強化

さまざまな戦略技術の軍事的潜在力の増大、ロシアのウクライナに対する違法な侵略戦争、地政学的緊張の高まり、国家安全保障へのリスクといった新たな課題に鑑み、一部の EU 加盟国及び第三国は、先端半導体チップの製造装置や量子コンピューティング関連機器など、多国間輸出管理制度で確立されたプロセス以外の、あるいは場合によってはそれを基礎とした、重要技術の輸出を制限するための国内規制を強化している。また、最近の進展は、現在起きている変化の激しい事象に対応するため、より柔軟な体制が必要であることを示している。

EU のデュアルユース輸出管理規則は 2021 年、急速に進化する安全保障、技術、貿易環境に関連するリスクによりよく対処するため、特に機密性の高い新技術の輸出に重点を置いて改正された。これは、EU 加盟国間において、欧州委員会の支援を受けながら、各国の特権として実施される輸出規制を、国境を越えて協調的に実施することを意味する。これらの規定は現在試験中である。

対外投資

EU と加盟国はまた、国際的な平和と安全を損なう可能性のある行為者の軍事・諜報能力の強化の中核をなすと評価されている一連の狭い範囲の技術的進歩が、EU 企業の資本、専門知識、知見によって促進されるのを防ぐという点でも、共通の関心を持っている。

戦略的な貿易と投資の管理には、安全保障上の本質的利益を守るための総合的なアプローチが必要である。このことは、輸出品だけでなく、特定の対外投資についても、その投資の一部として技術やノウハウが流出するリスクに対抗するための規制の対象とする必要性を提起している。

さらに、民軍融合戦略を展開する懸念先への機密性の高い新興技術やその他のデュアルユース品目の流出を防ぎ、管理された輸出や投資の裏返しを避けるためにも、協力の強化が必要である。

3.3 経済安全保障における提携

サプライチェーンのリスクを軽減し、擾乱を緩和するためには、供給の多様化と多様な輸出入市場へのアクセスが必要である。

このことは、G7 のメンバーのような長年にわたって志を同じくしてきたパートナーや、共通の利害を持ち、協力する意思のある他者を含む、可能な限り幅広いパートナーとの協力を強く主張するものである。

二国間及び複数国間協力

これは EU の政策対応の中核をなす要素であり、パートナーの多様化による安全保障の概念を実践するものである。経済安全保障に関する集中的な協力は、それぞれの貿易及び技術理事会 (TTC) の一環として、米国やインドを含むさまざまなパートナーとの間ですでに行われている。**日・EU ハイレベル経済対話には、経済安全保障問題に関する専用のワークストリームが組み込まれる予定である。**

G7 は、経済安全保障に関する協力のための重要な手段を提供する。2023 年 5 月の広島サミットにおける経済的強靱化と経済安全保障に関する声明は、G7 首脳が、強靱なサプライチェーンや重要インフラの構築、非市場政策や経済的な圧力などの有害な慣行への対応、重要技術や新興技術の流出の防止などを通じて、世界経済の強靱化と経済安全保障を強化するために、G7 以外のパートナーとも協力し、共に取り組んでいくというコミットメントを確認するものである。

自由貿易協定からデジタル・パートナーシップ、グリーン・アライアンスとパートナーシップ、原材料パートナーシップ、原材料クラブ、EU 近隣諸国との協力強化に至るまで、可能な限り広範な地経学経済的ツールボックスを持つことにより、経済安全保障に関連する幅広い課題に、可能な限り最大の協調と効果をもたらす適切な手段で対応することができる。我々は、サプライチェーンの強靱性と EU の経済安全保障によりよく貢献するために、これらの手段を引き続き使用し、適応させていく。

我々は、EU の広大な自由貿易協定のネットワークを、完全な実施を通じて最大限に活用し続けるとともに、その拡大にも努めていく。これらの協定は、新たな市場を開拓することにより、ビジネスのリスク回避、多様化、依存度の低減を促進し、特に EU が第三国が埋めなければならない空白を残してしまうような地域において、相互に有益な経済関係を構築するのに役立つだけでなく、社会的及び環境的持続可能性を支援するものである。

グローバル・ゲートウェイとグローバル・インフラ投資パートナーシップは、受益者の経済的安全保障を強化し、世界経済との統合に貢献する上で鍵となる。これらのイニシアチブは、EU とそのパートナーが、気候変動と

の闘い、安全なデジタルインフラの展開、保健システムの改善、持続可能な開発目標の達成など、主要な課題に共に取り組むことを支援すると同時に、債権者による経済的な圧力に対してより脆弱になるような投資慣行に対する持続可能な代替案をパートナーに提供する。また、特にサプライチェーンの多様化や、主要分野のパートナーとのバリューチェーンの統合を支援することにより、EUの経済的安全保障にも貢献している。

多国間協力

EUの関心は、G20、国連、多国間開発銀行などの国際的な場や組織を通じた多国間協力の強化にある。貿易の分野では、EUは、世界貿易機関（WTO）を改革し、その紛争解決機能を回復させるための努力を継続する。

次の段階（前述のプレスリリースにおける記載と重複するため、省略）

結 論

相互接続された世界では、いかなる国も自国の経済的安全を確保するために単独で行動することはできない。今日の世界において、加盟国の経済的、国家的安全保障上の利益、脆弱性、対応は、他の加盟国やEU全体の利益と切り離して考えたり、特定したりすることはほとんどできない。個々の加盟国の利益は、域内市場の適切な機能、EUの貿易政策の完全性、EU全体の安全保障上の利益と表裏一体の関係にある。

経済安全保障に対するEUのアプローチに代わるものは、EUのパートナーが同盟関係を選び好みする一方で、あまり善意のないプレーヤーが分裂と征服を図ることである。したがって、EUの経済安全保障には、EUと加盟国間の協力を通じて、政策全般にわたってEUが共通かつ協調的に行動することが不可欠である。成功の鍵は、結束して行動することである。

第3章 第11次対ロシア制裁措置

EUウェブサイトに掲載された記事からまとめると、EUの対ロシア制裁に係る基本的な考え方は、ロシアに対して、政治的・経済的な選択肢を大幅に制限し、財政負担を増大させ、産業・技術能力を低下させることにあります。すなわち、ウクライナに対する侵略戦争を遂行するロシアの軍事力を低下させ、戦争資金を調達しているロシア政権から収入を奪い、ロシア経済にコストを課すこととされています。制裁はこの3つすべてに影響を及ぼし、制裁がロシアの産業と技術基盤を侵食するにつれ、その影響は時間とともに大きくなるとしています。

第11次制裁措置の概要は、以下のとおりです。

貿易措置

- 新たな迂回防止手段：EUが、迂回のリスクが継続的に存在し、かつ、特に高いと考えられる特定の第三国に対して、特定の制裁対象物資及び技術の販売、供給、移転、輸出を制限できるようにするもの。この新たな「迂回防止」手段は、EUによる他の個別措置や関係第三国への働きかけが迂回防止に不十分であった場合の例外的かつ最後の手段となる。
- EUから第三国へロシア経由で輸出される特定のセンシティブな物資（先端技術、航空関連物資など）に対する通過禁止措置の延長。これにより、迂回のリスクも軽減される。
- ウクライナに対する侵略戦争においてロシアの軍産複合体を直接支援する87の事業体を新たにリストに追加。これらの団体は、デュアルユース及び先端技術品目の輸出規制強化の対象となる。すでにリストア

ップされているロシアとイランの企業に加え、中国、ウズベキスタン、アラブ首長国連邦、シリア、アルメニアの企業も対象となる。

- ウクライナの戦場で発見された 15 の技術品目、又はそのような品目の生産に必要な機器の輸出を制限する。我々はパートナーと緊密に連携し、スイスをパートナー国のリストに加える。
- **鉄鋼製品の輸入規制を強化し、第三国で加工された制裁対象の鉄鋼製品の輸入業者に対し、使用された投入資材がロシア産でないことを証明するよう求める。**
- 制裁品が単に EU 域外で製造されるのを防ぐため、制限品に関連して使用される知的財産権及び企業秘密の販売、ライセンス供与、譲渡、照会を禁止する。
- 高級車の輸出禁止を、一定のエンジンサイズ（1,900 cm³超）以上のすべての新車及び中古車、すべての電気自動車及びハイブリッド車に拡大する。
- 特定の種類の機械部品の全面禁止。
- 輸出禁止の対象となる商品をよりよく特定し、誤まった分類による制裁の回避を減らすため、制限の対象となる商品を 1 つのセクションにまとめ、より広範な商品定義を記載することで、工業品附属書の構造を簡素化する。

輸送措置

- ロシアのトレーラーとセミトレーラーを搭載したトラックによる EU への貨物輸送を全面的に禁止する。これにより、ロシアの貨物道路事業者による EU 域内への貨物輸送禁止措置の迂回を取り締まる。
- ロシアの石油輸入禁止又は G7 連合価格上限措置に違反していると疑われる船舶間輸送に従事する船舶の EU 港への入港を禁止する。
- 加盟国の排他的経済水域内、又は加盟国沿岸の基線から 12 カイリ以内で発生した船舶間輸送について、船舶が少なくとも 48 時間前に管轄当局に通知しない場合、船舶の EU 港への入港を禁止する。
- 石油輸入禁止または G7 価格上限の対象となるロシア産石油を輸送する際、航行追跡システムを操作または停止した船舶の EU 港への入港を禁止する。

エネルギー措置

- ドイツとポーランドのパイプラインによるロシア産石油輸入の可能性の終了。
- カザフスタンの石油をロシア経由で EU に輸送する CPC（カスピ海パイプライン・コンソーシアム）パイプラインの維持を可能にするため、既存の輸出禁止措置に厳格かつ非常に的を絞った緩和措置を導入する。
- **日本向けのサハリン産原油の価格上限の例外措置の延長（2024 年 3 月 31 日まで）。**

リストへの追加

- 資産凍結の対象となる個人・団体はさらに 100 を超える。これには、軍高官、戦争に関する意思決定者、ウクライナの子供たちのロシアへの不法な強制送還に関与した人物、ウクライナ国民に対して政治的動機に基づく決定を下した裁判官、文化遺産の略奪に関与した人物、ビジネスパーソン、宣伝家、さらにロシア情報機関に重要な技術やソフトウェアを提供するロシアの IT 企業、占領地で活動する銀行、ロシア軍と協力する団体などが含まれる。

第4章 まとめ

EUの経済安全保障戦略

戦略ペーパーで示された EU の経済安全保障戦略は、エネルギー供給において全面的に依存してきたロシアとの関係悪化を背景とし、現在及び将来起こり得る経済的なリスクを総ざらいした上で、それらに対する対応策を模索し、米中対立が深まる中でロシア同様に依存関係にある中国に対しての立ち位置、あるべき距離感をも理念として定めているように思います。「戦略ペーパー」が提出された欧州議会、欧州理事会及び EU 理事会で正式な決定をみれば、EU 規則として拘束力を持つ制裁法規が実施されることになると思います。筆者の個人的な見解ですが、本誌先月号に掲載された「米国の制裁措置の全体像と経済制裁」でも触れたとおり、米国が幾重にも重複する通商法措置の実施によって中国のこれ以上の台頭を抑え込もうとの意図が露骨に出ていたのに対し、EU は、対ウクライナ支援で重要な役割を果たしている NATO の主要パートナーとしての米国と歩調を合わせつつも、中国を名指して徹底的に警戒する段階には至っておらず、「これまでに得た教訓」から中国に対して経済的な依存が過度になりすぎていることに警鐘を鳴らしたものと理解しました。

EU が経済安全保障における提携において中核的な措置として位置付ける G7 などとの連携強化では、EU の域外メンバーが米、加、日本に限られることから、事実上、日本に対して大きな期待を寄せているものと推察されます。日本を明記した文脈では、「日・EU ハイレベル経済対話には、経済安全保障問題に関する専用のワークストリームが組み込まれる予定である」とし、日欧での共同歩調がどの程度コミットできるかについて協議されることになると思います。

第11次制裁措置

「ロシアのウクライナへの不法な戦争の継続」に対する制裁措置であることから、制裁対象をより精緻化し、個社をリストアップしての特定機器の輸出、迂回防止の徹底などが強調されています。特に、ロシアの軍産複合体を直接支援する事業体を新たにリストに追加し、デュアルユース及び先端技術品目の輸出規制強化の対象として、ロシアとイランの企業に加え、中国、ウズベキスタン、アラブ首長国連邦、シリア、アルメニアの企業も対象としています。また、ウクライナの戦場で発見された技術品目又はその生産に必要な機器の輸出制限など、着実なフォローアップを行っています。

貿易手続に関連することとして、第11次制裁措置には、「鉄鋼製品の輸入規制を強化し、第三国で加工された制裁対象の鉄鋼製品の輸入業者に対し、使用された投入資材がロシア産でないことを証明するよう求める」との一文があることから、米国の「ウイグル強制労働防止法」と同様に、欧州においても原料へのトレーサビリティ確保を求める規定の導入が定着しつつあるようです。

国連 CEFACT からのお知らせ

23 June 2023:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the project "[Methodology to subset RDM messages](#)". This project aims to develop a methodology to assist business process automation specialists to easily create a subset of the RDM based master messages for their own supply chain or sector specific requirements. This would tailor a master message to the target industry-specific elements and produce a message subset (and children subset) that could be used as a basis for international trade operations. It is expected that this methodology would make it easier for organizations to implement and exchange with others within a specific sector or group of trading partners. If you would like more information, please contact the project lead: [Edmund Gray](#).

国連 CEFACT は、「サブセット参照データモデルメッセージの作成方法論」プロジェクトの参加者募集を開始します。このプロジェクトは、ビジネスプロセスオートメーションの専門家が、各自のサプライチェーンやセクター固有の要求のために、RDM に基づくマスターメッセージのサブセットを容易に作成できるよう支援する方法論を開発することを目的としています。これにより、対象とする業界固有の要素にマスターメッセージを合わせ、国際貿易業務の基礎として使用できるメッセージサブセット（および子サブセット）を作成することができます。この方法論により、組織が特定のセクターや取引相手グループ内での他の組織と実施し、交換することが容易になると期待されます。より詳細な情報をご希望の方は、プロジェクトリーダーの Edmund Gray までご連絡ください。

8 June 2023:

This is to announce a 60-day public review until 2023/08/08 concerning the [Recommendation on Encouraging Private Sector Participation in NTFB](#) project. Please use the Public Comment Log provided to facilitate the preparation of a Disposition Log by the Project Team.

「NTFB*への民間企業の参加促進勧告」の 60 日間公開レビュー（2023 年 8 月 8 日まで）が開始されたとの告知です。提供されたパブリックコメントログを使って、プロジェクトチームの処分ログの準備のご協力をお願いします。

*NTFB : National Trade Facilitation Bodies。各国貿易円滑化機関。NTFB は、国連 CEFACT 勧告第 4 号「NTFB : 各国貿易円滑化機関」に基づく、国連 CEFACT の国際貿易の簡素化・調和化を推進するための機関で、JASTPRO は日本における NTFB である。

2022 年度決算及び事業報告について

事務局

2022 年度決算及び事業報告は、第 33 回理事会（6 月 7 日オンライン併用ハイブリッド開催）及び第 30 回定時評議員（6 月 28 日オンライン併用ハイブリッド開催）において、承認いただきました。事業報告書及び財務資料（貸借対照表、正味財産増減計算書）は当協会ホームページ（協会案内>事業報告・財務資料）に掲載しています。

1. 決算の要旨

単位：100 万円 （ ） 内前年度

	継続公益事業	法人事業	合計
経常収益	119 (111)	9 (17)	128 (128)
経常費用	151 (153)	6 (8)	157 (161)
当期経常増減額	▲32 (▲42)	3 (10)	▲29 (▲33)

経常収益は 128,407,588 円、経常費用は 157,349,213 円、当期経常増減額はマイナス 28,941,625 円となり、その結果、正味財産期末残高は 358,889,699 円となった。収益は、運用資産が前期に早期償還されたことによる基本財産運用益の反動減、一方で日本輸出入者標準コード事業は増収となった。費用は、広報等普及事業において国際会議関連経費、事業活性化のため諸謝金・外部委託調査費が増加。一方、日本輸出入者標準コード事業において新システムへの刷新が奏効し運用経費を削減した。当期経常増減額はマイナス（赤字）となっているが、当協会は公益目的支出計画の実施下であり、計画的に支出超過としていることによる。

2. 協会運営の概況

協会内 DX 推進状況として、クラウド型電話交換機への切替、クラウド決裁システムの導入により、事務所外での受架電等・意思決定が可能となった。また台帳等の管理、機関誌の作成・発送、書式販売などを内製にてシステム化し、情報一元化・省力化に寄与している。

広報普及事業においては、国連 CEFACT 標準の有用性の広報については、開発者・ベンダーのみならずユーザーにも焦点を当てることとした。これを踏まえ、日本委員会のホームページを開設し、国連 CEFACT 勧告等の日本語化・解説等を掲載することで広報普及を図っている。その他として、経済産業省により進められている貿易分野デジタル化に関する WG・TF への参画、AFAC 議長国としての標準化活動の推進等が挙げられる。調査研究部門においては、原産地規則の入門記事、ASEAN10 か国の貿易シングルウィンドウの現況に関する調査を月刊誌連載および冊子として公表し、賛助会員等に配布した。

日本輸出入標準コード事業については、2022 年 3 月のシステム刷新から 1 年間余り経過し、業務効率化と安定稼働を両立しており、また内製でのシステム追加開発にて新サービスも導入した。

編集後記

今月号の今川主席研究員と石井准教授の記事は、いつにも増して興味深い内容で、大変楽しい編集作業の時間を過ごすことができました。

まず経済安保の記事から、SNSなどの通信と小売の商業をはじめ、あらゆる分野での大きなグローバル化の流れの中で、各国が国の安全を確保するため、経済安全保障政策を設けることで技術の流出を防ぐという、経済効率を迫ってきたグローバリゼーションに逆行する動きが見られます。しかし、特定の国に過度に依存している状況から脱却するために対外関係構築の多様化を目指すというところからは、グローバリゼーションの促進を図っているように感じます。この矛盾しているようなやり方のバランスはどこにあるのか、どのように総合的な国際関係に影響を与えるのかに視線を集めるでしょう。

国家間の経済関係多様化、すなわちサプライチェーンの強靱化の関連CEFACT記事(5/22付)はJECホームページにて掲載しています：<https://www.jec-jastpro.org/>

一方、国連CEFACTフォーラムでのUN/LOCODE関連会議やワークショップの報告からは、UN/LOCODEへの期待と現実のギャップを実感しました。実運用上の様々な事情が絡んだ結果が現在の状況ではありますが、UN/LOCODEの最適化自体は、理想と現実の綱引きを上手に行いつつ取り組んでいく必要のある課題です。JECとしても、当事者意識をもって取り組んでいかないといけないテーマであると改めて感じました。UN/LOCODEの詳しい説明はこちら：<https://www.jec-jastpro.org/エグゼガイド/locode/>

月刊JASTPROでは、こういった専門家ならではの高い専門性と見識に裏付けられた記事をこれからもいろいろ掲載していきますので、お楽しみに。(S)

—知的財産権について—

本誌の全てのテキスト、イメージ、データ、情報及びその他の著作物（以下、これら全てをコンテンツといいます）に関する知的財産権（著作権、商標権等の全ての権利を指します。以下、知的財産権といいます）は、JASTPROあるいは表示された所有者の財産であり、知的財産権に関する法律等により保護されています。

—引用について—

関連する法律に従って、本誌が意図した目的の範囲内に限り、本調査研究報告書のコンテンツを引用できます。ただし、引用の際、以下の要件をお守りいただくようお願いいたします。

1. 出典を明記すること
2. 引用部分とオリジナル部分を明確に区別すること
3. 原文通りに引用すること

引用後、下記メール宛にて当協会へご連絡頂ければ幸いです。
soumu-kikaku@jastpro.or.jp

本誌に掲載の各論文は、執筆者の個人的見解であり、当協会の見解を必ずしも代表するものではありません。



JASTPRO 第49巻 第4号 通巻第530号

2023年7月30日発行23-04

[発行所] 一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
キューアス八丁堀第二ビル4階

[電話] 03-3555-6031 (代)

[編集人] 秋田潤

禁無断転載